

令和 8 年 度

保育利用希望申込みのてびき

(保育施設の利用希望申込みをする前に必ずお読みください。)

【令和8年度の申込み手続きについて】

保育施設とは、保護者が就労や病気などの理由により家庭で十分に保育できないお子さんを保護者にかわって保育する施設です。

目 次

	ページ
1. 保育の必要性の認定	… 1
2. 保育施設を利用できる時間	… 1
3. 保育を必要とする事由、保育必要量	… 2
4. 支給認定の事由による在園可能な期間	… 2
5. 利用申込みにあたっての確認事項	… 3
6. 4月申込み手続き	… 4
7. 例月の申込み手続き	… 6
8. 必要な書類のチェックリスト	… 7
9. 利用申込み後に内容を変更する場合	… 8
10. 保育施設の利用者負担額（保育料）	… 9 ～ 11
11. 利用調整（選考）	… 12 ～ 15
12. 認定基準表に係る注意事項	… 16 ～ 18
13. 広域入所について	… 19 ～ 22
14. 保育施設一覧	… 23 ～ 26
15. その他の施設	… 27
16. よくある質問	… 28 ～ 31

お問い合わせ

三郷市役所 こども未来部すこやか課保育係

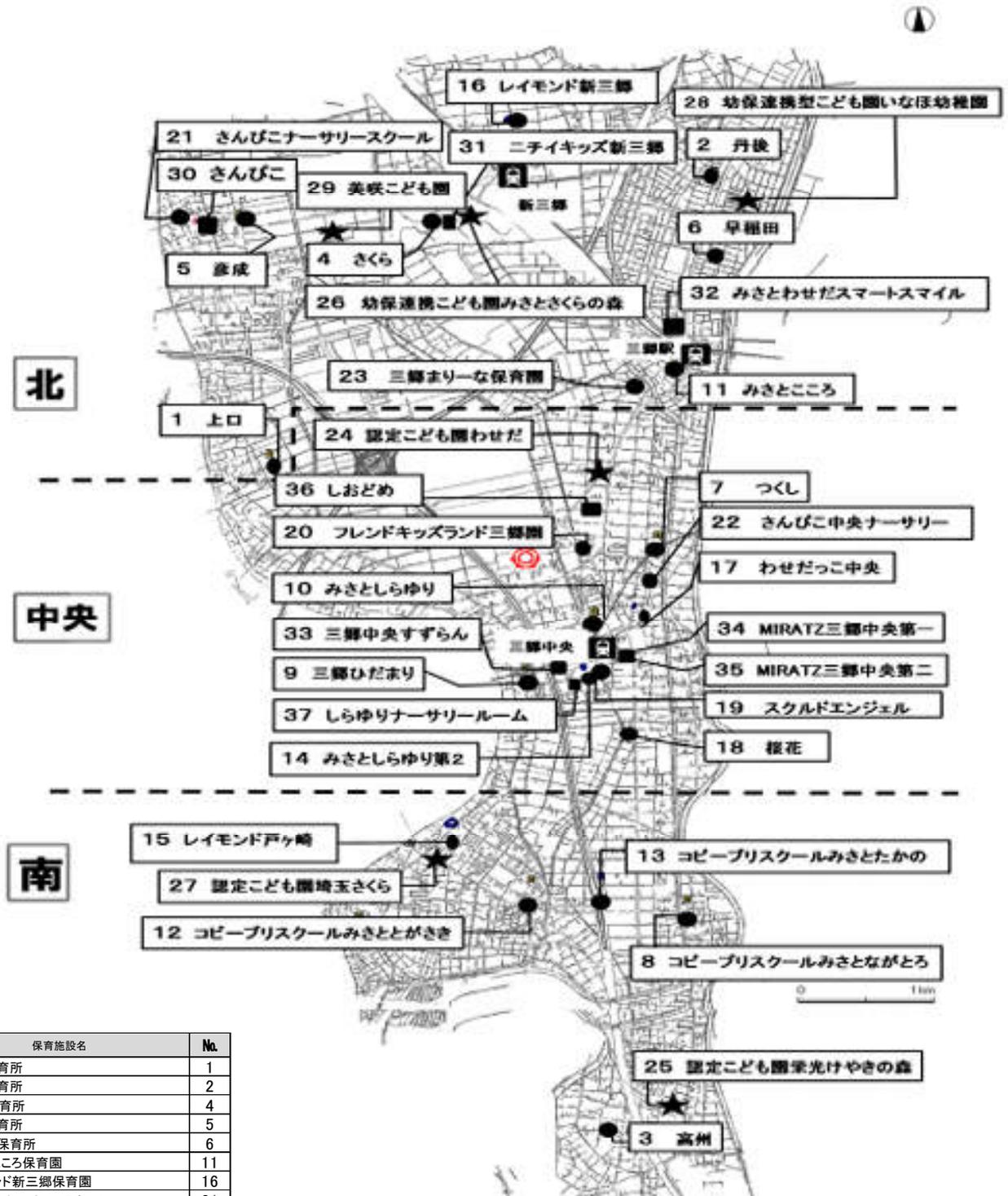
所在地：〒341-8501 三郷市花和田 648 番地 1

電話：048-930-7784（直通）

※三郷市のホームページからもご覧になれます。

<https://www.city.misato.lg.jp/soshiki/kodomomirai/sukoyaka/>

市内保育施設位置図



MAP	保育施設名	No.	
北	公立	1 上口保育所	1
	公立	2 丹後保育所	2
	公立	4 さくら保育所	4
	公立	5 彦成保育所	5
	公立	6 早稲田保育所	6
	私立	11 みさところ保育園	11
	私立	16 レイモンド新三郷保育園	16
	私立	21 さんびこナーサリースクール	21
	私立	23 三郷まりな保育園	23
	認定	26 幼保連携型認定こども園みさとさくらの森	26
	認定	28 幼保連携型認定こども園いなほ幼稚園	28
	認定	29 美咲こども園	29
南	私立	3 高州保育所	3
	私立	12 コピープリスクールみさととがさき	12
	私立	8 コピープリスクールみさとながとろ	8
	私立	15 レイモンド戸ヶ崎保育園	15
	認定	13 コピープリスクールみさとたかの	13
	認定	25 認定こども園栄光けやきの森	25
	認定	27 認定こども園埼玉さくら幼稚園	27

私立	7 つくし保育園	7
	9 三郷ひだまり保育園	9
	10 みさとしらゆり保育園	10
	14 みさとしらゆり第2保育園	14
	17 わせだっこ中央保育園	17
	18 桜花保育園三郷園	18
	19 スクルドエンジェル保育園三中央園	19
	20 フレンドキッズランド三郷園	20
	22 さんびこ中央ナーサリースクール	22
	24 認定こども園わせだ	24
小規模	33 三郷中央すずらん保育園	33
	34 MIRATZ三郷中央第一保育園	34
	35 MIRATZ三郷中央第二保育園	35
	36 しおどめ保育園三郷中央園	36
	37 しらゆりナーサリールーム	37

公立(公)・・・公立保育所
 私立・・・私立保育所
 認・・・幼保連携型認定こども園
 小規模・・・小規模保育事業A型

申込み前に必ずご確認ください

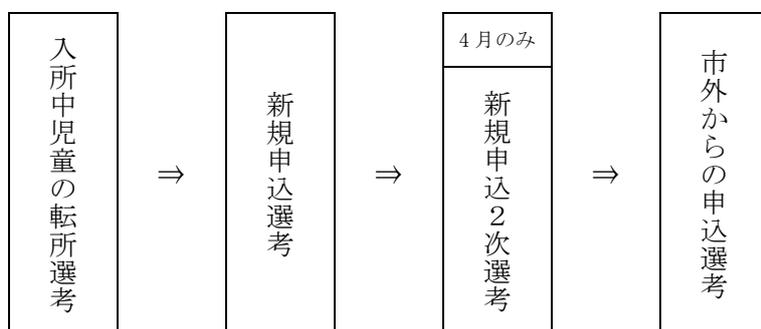
【申込みにあたって】

- 本てびきの内容をよくご確認ください。不明な点は、申込み前にすこやか課にお問い合わせください。
- 本てびきに掲載している保育施設の情報については限りがあります。気になることは事前に直接各保育施設に確認してください（1日の保育の流れ、行事、実費徴収に関すること等）。

【申込み書類について】

- 写しの発行の申請があった際に三郷市でお渡しできるのは「施設等利用調整申込書」のみです。それ以外の申請書類および添付書類の写しはお渡し（コピー）しませんので、書類の不足や記入漏れがないかよく確認し、書類一式を必ずコピーをしてから原本を提出（郵送）してください。
- 7ページをご確認いただき、申込みに必要な書類を必ずご用意いただきから提出（郵送）してください。保育が必要な事由を確認する書類（就労証明書等）の提出がない場合には、入所選考の対象外となります。利用（入所）決定しないだけでなく、施設等利用調整結果保留通知書も発行いたしません。十分ご注意ください。
- 就労証明書は、お勤めの会社に作成を依頼してください。自営業の場合を除き、絶対に自分で記入してはいけません。会社に無断で作成した場合や、内容に虚偽が見つかった場合には、申込みを受け付けません（利用中のかたは、退所となります）。また、刑法上の罪に問われる場合もありますので、ご注意ください。

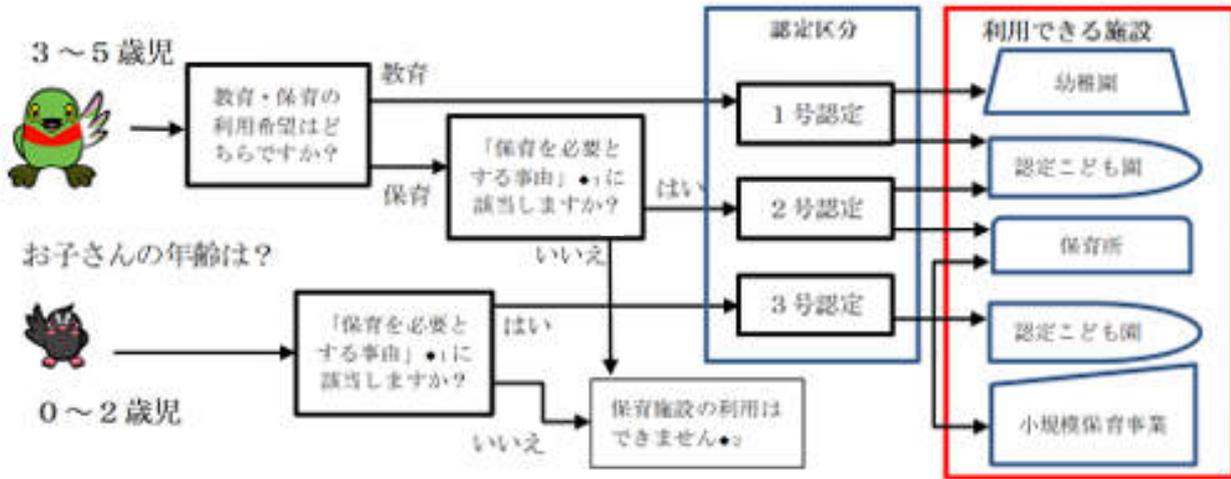
【選考の全体的な流れについて】



- 4月の選考では退園や辞退が生じると選考の途中で空きが出ることがあります。転所選考や1次選考で入所が決定した方は、より希望が高い保育施設に空きが出た場合に決定施設を変更することはできません。
- 4月の「新規申込2次選考」は1次選考後に空きがある施設のみ選考します。2次選考のための空き枠があるわけではありませので、より高い確率で入所を希望する方は必ず1次申込みをしてください。
- 転所選考は12月まで、新規選考は2月まで行います。
- 3月の新規申込は受け付けますが、選考は行いませんので、入所する方はいません。申請があった場合の結果は必ず「保留」となります。

1. 保育の必要性の認定（支給認定）

保育所（園）、認定こども園および小規模保育事業の利用を希望する方は、市に『教育・保育給付認定申請書』を提出して、保育施設利用のための「保育の必要性の認定（支給認定）」を受けていただく必要があります。なお、認定期間が保育施設を利用できる期間になります。



- ◆1 2ページに保育を必要とする事由についての説明があります。
- ◆2 必要に応じて一時預かり保育（満1歳から）等がご利用いただけます。

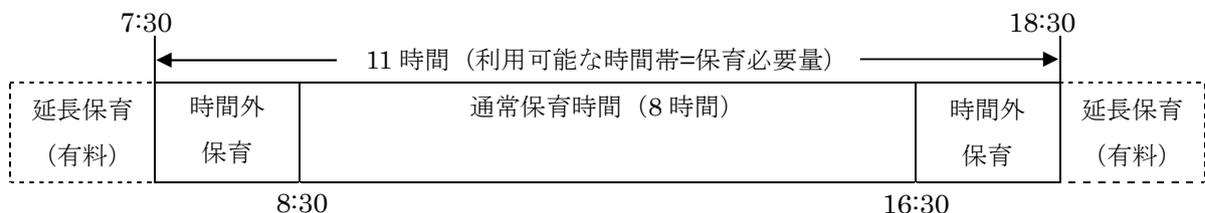
2. 保育施設を利用できる時間（保育必要量） ※市外の認可保育施設では異なる場合があります。

支給認定を受けた方は、保育を必要とする事由や、就労の場合は就労時間によって、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

保育施設は、支給認定を受けた時間帯の中で、就労及び通勤時間等で実際に保育が必要な時間に限り利用できます。保育施設により開設時間や延長保育の料金等は異なります（23～26ページ「保育施設一覧」参照）。

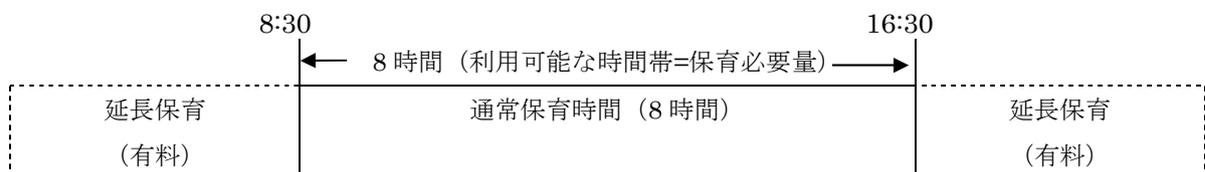
【保育標準時間】（各施設の開所時間内）

就労の事由の場合、両親フルタイム勤務等（**1か月あたり実働120時間程度**（週あたり実働30時間程度））を想定した利用時間です。



【保育短時間】（各施設の開所時間内）

就労の事由の場合、両親又はいずれかがパートタイム勤務（短時間就労）等（**1か月あたり実働64時間以上120時間未満**（目安として、1日休憩時間を除く実働4時間以上かつ週4日以上））を想定した利用時間です。



3. 保育を必要とする事由、保育必要量

保育施設を利用するためには、以下の表のうち、いずれかの「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。

保育の支給認定は毎月1日を基準日として、基準日時点での保育の必要性に応じた認定及び変更を行います。

保育を必要とする事由	保育必要量
就労（実働月 64 時間以上）◆1	・「保育短時間」（実働月 64 時間以上 120 時間未満） ・「保育標準時間」（実働月 120 時間程度）
妊娠・出産	原則として「保育標準時間」
保護者の疾病・障がい	原則として「保育短時間」
同居又は長期入院等している親族の介護・看護	原則として「保育短時間」
求職活動（起業準備を含む、3か月以内に就労が必要）	原則として「保育短時間」
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	就学状況により「保育標準時間」又は「保育短時間」
虐待やDVのおそれがあること	原則として「保育標準時間」
育児休業 ◆2	原則として「保育短時間」
その他、市が認める場合	書面確認により「保育標準時間」又は「保育短時間」

◆1 フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業の労働を含みます（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除きます）。

また、入所希望のお子さんの育児休業期間中のかたは就労としての申込みになります。保育利用が決定した場合は、保育利用開始月の“翌月1日まで”に「就労証明書の発行を受けた職場」に復職していただくことが保育利用を継続する条件となりますので、ご注意ください（復職証明書にて確認を行います。なお、申込み時と同等の条件での職場復帰が確認できない場合、退所となります）。

※保育を必要とする事由が「就労」の場合には、実働（休憩時間を除く）64時間が月の最低基準となりますので、お子さんの看護などによりお仕事を休ませざるを得ない場合でも月64時間の実働を上回る必要があります。実働64時間を下回った場合、就労での認定基準に該当しなくなるため退所となる場合がありますのでご注意ください。

◆2 育児休業中、上のお子さんの保育施設の利用期間は、生まれたお子さんが2歳になった日の属する年度末までとなります。

下のお子さんの認可（外）保育施設等の慣れ保育を考慮し、下のお子さんの保育利用開始月の“翌月1日まで”に育児休業を終え職場復帰しなかった場合は、上のお子さんは退所となります。

4. 支給認定の事由による在園可能な期間

入所決定後、支給認定事由によって在園可能な期間が決められています。認定期間が終了する方で継続利用を希望される方は以下の手続きをお願いします。

保護者の認定（状況）	支給認定期間	継続利用の条件
妊娠・出産	出産予定日の2か月前の属する月の初日から出産日の8週間後の翌日の属する月の末日まで	<u>在園可能期間後は退所となり、支給認定事由の変更及び継続利用はできません。</u> 保育を必要とする事由が他にある場合は、改めて申込みすることができます。
求職活動	3か月間	入所から3か月以内に就労を開始して、『就労証明書（実働月64時間以上）』と『教育・保育給付認定変更申請書』を提出。就労開始後の認定期間と継続利用の条件については下欄の「就労（開始直後）」を参照ください。 2か月分の就労実績が確認できる書類（就労証明書や給与明細等）の提出が認定継続のために必要です。
その他（就労内定）	3か月間	
その他（短時間勤務）	3か月間	
就労（開始直後）	3か月間	

※兄弟同時申込みをして、一方が入所し、一方が保留となってしまった場合でも、継続利用の条件を満たさない場合は退所となります。生まれたお子さんの状況により復職できない場合はご相談ください。

※支給認定の変更につきましては、変更の事由が発生した日ではなく、変更に必要な書類が提出された翌月からとなります（原則、遡っての認定はいたしません）。

※上記以外の支給認定の有効期間に対しては、内容を審査した上で、認定いたします。

5. 利用申込みにあたっての確認事項

【クラス年齢について】

- 各クラス年齢の基準日は、令和8年4月1日です。年度途中で年齢をかさねても、クラス年齢はあがりません。

年齢早見表

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日

【保育施設の見学や選び方について】

- 園ごとに保育方針が異なりますので、事前に希望する保育施設へ連絡し、見学や保育方針の確認を必ず行ってください。
- 毎日の送迎、保育利用可能時間（開園時間）、園ごとの保育方針を考えて、保護者ご自身が、現実的に自力で送迎可能な施設を選んでください。

【「慣れ保育」について】

- 新しく保育施設を利用するお子さんが集団生活に慣れるために、1週間程度の短時間保育（慣れ保育）を行います。転所につきましても新しい保育施設にお子さんが慣れるために新規入所と同様に慣れ保育を行います。

【お子さんの保育利用について】

- 入所選考に伴い、お子さんの発育状況などを問診させていただきます。問診によって市が集団保育可能と判断し、日々の通所が可能なお子さんを対象に保育をご案内しています。お子さんの病気の状況や問診結果によって、希望される保育施設で安全な受け入れ体制が整わず入所をお受けできない場合は入所希望の保育施設について調整をさせていただく場合や入所をお断りさせていただく場合があります。また、入所後お子さんに、より一層の配慮が必要であると市が判断した場合、他の保育施設や「おひさま組」（以下参照）のご利用について相談させていただく場合があります。
- 上口保育所と丹後保育所には「おひさま組」があり、定期巡回相談を実施するなど、充実した保育を行っています（おひさま組については、月～金曜日までの保育認定時間（保育標準時間・保育短時間）の中で必要な時間での利用となります。土曜日及び延長保育の利用はできません。また、集団保育が可能なお子さんであっても、保育時間の希望に添えない場合がありますので予めご了承ください）。

【医療的ケアが必要なお子さんについて】

- 7ページの必要書類に加え、別冊「保育所における医療的ケア児の受け入れ及び実施に係るガイドライン」中にある以下の書類を書類受付期間内にご提出ください。
 - 「医療的ケア実施申込書（様式第1号）」
 - 「医療的ケアの実施に係る意見書（様式第2号）」

【電子申請について】

- 令和8年度4月申込みについては「三郷市 電子申請・届出サービス」での申込みができます（5月以降の申込みについては、窓口での申込みになります）。申込み方法の詳細については右記QRコードより三郷市HPをご覧ください。



※マイナポータルによる「ぴったりサービス」については、受付体制が整わないため、令和8年度申込みでは対応いたしかねます。

6. 令和8年度4月申込み手続き

令和7年度12月以降の入所希望申込みも同時に行うことができます。令和7年度分と令和8年度分の申請書類一式をそれぞれご用意のうえご提出ください。

1次申込み	令和2年4月2日～令和7年9月1日生まれのお子さん	
	書類受付	令和7年9月22日（月）～令和7年10月16日（木）消印有効
	問診期間	令和7年10月26日（日）～令和7年11月1日（土） 午前9時～11時、午後1時30分～3時30分 ※ 土曜・日曜も問診を行います。 （最終日の11月1日（土）は午前のみ）
	令和7年9月2日～令和8年1月1日生まれのお子さん	
2次申込み	書類受付	令和7年11月4日（火）～令和7年12月12日（金）消印有効 ※ 1次選考後に空きがある施設（辞退や退所により2次選考までに空きが出た施設を含む）のみ選考します
	問診期間	令和7年12月26日（金）、令和8年1月6日（火） 午前9時～11時、午後1時30分～3時30分 ※ 1月6日（火）に書類を提出される方については、個別に問診日を調整いたします。書類受付後にすこやか課よりご連絡します。

- 【提出方法】**
- ①特定記録郵便での郵送申込み（消印有効）（書類は折らずに郵送してください）
 - ②すこやか課窓口にて直接提出（書類審査は後日行います）
 - ③「三郷市 電子申請・届出サービス」（詳しくはHPをご覧ください）
- ※ ①の場合の郵便事故については、市では一切責任を負いません。また、郵便事故による申込期限の延長はいたしません。
- ※ 電話等での郵便の到着確認には対応いたしません。

- 【提出先】** 〒341-8501 三郷市花和田648番地1
三郷市役所こども未来部すこやか課 宛
- ※ 市民の方は、上記以外で書類受付は行っておりません。必ずすこやか課にご提出ください。
- ※ 市外にお住まいの方は19・20ページをご一読いただき、お住まいの市区町村の保育担当課にお問い合わせください。

- 【問診について】** 持ち物：母子手帳 場所：健康福祉会館5階
- 申込みをされるお子さんとご一緒に会場へお越しください。混雑緩和のため、お子さん1名につき保護者1名でのご来庁にご協力願います。
- 母子手帳をお忘れの方は問診を受けられませんので必ずお持ちください。
- ※ 問診(再問診)を受けていただかないと利用調整の対象外となりますので、必ずお越しください。利用調整の対象外となった際には、お申込み自体取下げとなり、利用(入所)決定しないだけでなく、施設等利用調整結果保留通知書も発行いたしません。再度申込みされる場合は書類一式を改めてご準備・ご提出ください。受付期間に対応する月でのお申込みとして受理いたします。

【4月選考のながれ】

1	必要書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育・保育給付認定申請及び施設等利用調整申込みに必要な書類」(7ページ参照)をすべて用意し、「申請確認表」と併せて4ページに記載の期限までにすこやか課窓口を持参いただくか、特定記録郵便等(消印有効)で提出してください。 ・提出書類は一式コピーを取り、ご自宅でも保管してください。
---	---------	--



2	書類の審査	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類を確認します(必要に応じ、家庭への訪問、勤務先等へ就労状況の問い合わせを行う場合があります)。
---	-------	--



3	受理通知	<ul style="list-style-type: none"> ・書類審査が終わった方へ選考指数と申請確認表を送付いたします。申請書類到着後3日程度(土・日曜日、祝日除く)で発送いたします。提出後5日(処理期間3日+郵送2日)が経っても返送がない場合、すこやか課へお問い合わせください。 ・不備や不足書類があった場合は、申請確認表に同封してお知らせします。
---	------	---



4	不備書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・不備や不足書類の通知が届いた方は書類受付期間(4ページ参照)中にすこやか課窓口を持参いただくか、特定記録郵便等(消印有効)で提出してください。電子申請で提出することはできません。 ・不備・不足書類の通知がない方でも、書類受付期間中であれば書類の再提出・追加提出も受け付けます。 ・書類受付期間後半に申請した場合に、不備・不足書類の提出が期日までに間に合わない可能性があります。余裕をもって書類を準備し、申請してください。 ・期限までに不備・不足書類の提出がされない時には、選考対象外となる場合や指数が変更となる場合があります。 ・書類受付期間後に提出があった場合には、2次選考以降で反映いたします。
---	---------	---



5	問診	<ul style="list-style-type: none"> ・お子さんの発育状況などを「問診」により確認します(問診の内容により、別日程で再問診をさせていただく場合があります)。問診実施期間内(4ページ参照)に指定された会場へ母子健康手帳を持参のうえ、お子さんとお越しください。母子健康手帳をお忘れの場合、問診は受けられません。
---	----	--



<p>以上で申込み手続完了となります(利用調整を受けられます)。</p> <p>※問診(再問診)が済んでいない場合、利用調整の対象となりませんので、ご注意ください。</p>	
---	--



6	認定証の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・市から保育の必要性に応じて「支給認定証」を交付します。
---	--------	--

7	利用調整及び結果の送付	1次	選考対象者：1次申込みをされた方 結果発送予定日：2月上旬(市ホームページにて、発送日をお知らせします。)
		2次	選考対象者：1次選考で決定しなかった方・2次申込みをされた方 結果発送予定日：3月上旬(市ホームページにて、発送日をお知らせします。)

※選考結果は郵送にてお知らせします。通知前の電話等による選考結果のお問い合わせには応じません。

※保留通知は3月上旬に発送します。

※利用(入所)決定とならなかった場合、施設等利用調整申込書は年度内(翌年3月)まで有効となります。

8. 必要な書類のチェックリスト

必要な書類が提出されないと教育・保育給付認定申請及び施設等利用調整申込みの手続きが完了せず、利用調整の対象となりませんのでご注意ください（★の書類は市ホームページから入手できます）。

番号3「保育を必要とする事由」を確認する書類、及び番号1 1以降の詳細は16～18ページを参照ください。

番号	書類名	チェック欄																		
1	★教育・保育給付認定申請書 ※児童一人につき1部	<input type="checkbox"/>																		
2	★施設等利用調整申込書（兼児童台帳）※児童一人につき1部	<input type="checkbox"/>																		
3	「保育を必要とする事由」を確認する書類（父・母・その他同居者分） ◆1																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保護者の状況</th> <th>必要となる証明書類等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">就労 追 加 書 類</td> <td>★就労証明書（発行後2か月以内）</td> </tr> <tr> <td>【役員（会社の取締役・監査役、法人の理事等）】 「履歴事項全部証明書（登記簿謄本）」又は「確定申告書」の写し</td> </tr> <tr> <td>【自営業主（個人事業主）】 「営業許可証」、「開業届」、契約・受注書類の写し等、事業を営んでいることが確認できる書類のいずれか</td> </tr> <tr> <td>【自営業専従者、家族従業者（協力者）】 「確定申告書」の写し又は給与明細書</td> </tr> <tr> <td>【内職者、業務委託】契約・受注書類の写し等 【変則就労】シフト表（就労実績と同じ月のもの）</td> </tr> <tr> <td>妊娠・出産</td> <td>母子健康手帳（生まれるお子さんのもの）の表紙及び出産（分娩）予定日記載のページの写し、及び★妊娠・出産に係る申立書</td> </tr> <tr> <td>疾病・障がい</td> <td>診断書または身体障害者手帳などの写し</td> </tr> <tr> <td>介護・看護</td> <td>★介護の申立書、及び看護（介護）が必要な方の診断書・障害者手帳等</td> </tr> <tr> <td>求職活動</td> <td>★求職活動申立書 ★起業に係る申立書（及びそれが分かる契約書等）</td> </tr> <tr> <td>就学</td> <td>在学証明書または学生証の写し（※学校教育法の規定する学校等） 保護者が学生の場合は、時間割表など授業時間の分かるもの</td> </tr> </tbody> </table>		保護者の状況	必要となる証明書類等	就労 追 加 書 類	★就労証明書（発行後2か月以内）	【役員（会社の取締役・監査役、法人の理事等）】 「履歴事項全部証明書（登記簿謄本）」又は「確定申告書」の写し	【自営業主（個人事業主）】 「営業許可証」、「開業届」、契約・受注書類の写し等、事業を営んでいることが確認できる書類のいずれか	【自営業専従者、家族従業者（協力者）】 「確定申告書」の写し又は給与明細書	【内職者、業務委託】契約・受注書類の写し等 【変則就労】シフト表（就労実績と同じ月のもの）	妊娠・出産	母子健康手帳（生まれるお子さんのもの）の表紙及び出産（分娩）予定日記載のページの写し、及び★妊娠・出産に係る申立書	疾病・障がい	診断書または身体障害者手帳などの写し	介護・看護	★介護の申立書、及び看護（介護）が必要な方の診断書・障害者手帳等	求職活動	★求職活動申立書 ★起業に係る申立書（及びそれが分かる契約書等）	就学	在学証明書または学生証の写し（※学校教育法の規定する学校等） 保護者が学生の場合は、時間割表など授業時間の分かるもの
	保護者の状況	必要となる証明書類等																		
	就労 追 加 書 類	★就労証明書（発行後2か月以内）																		
		【役員（会社の取締役・監査役、法人の理事等）】 「履歴事項全部証明書（登記簿謄本）」又は「確定申告書」の写し																		
		【自営業主（個人事業主）】 「営業許可証」、「開業届」、契約・受注書類の写し等、事業を営んでいることが確認できる書類のいずれか																		
		【自営業専従者、家族従業者（協力者）】 「確定申告書」の写し又は給与明細書																		
		【内職者、業務委託】契約・受注書類の写し等 【変則就労】シフト表（就労実績と同じ月のもの）																		
	妊娠・出産	母子健康手帳（生まれるお子さんのもの）の表紙及び出産（分娩）予定日記載のページの写し、及び★妊娠・出産に係る申立書																		
疾病・障がい	診断書または身体障害者手帳などの写し																			
介護・看護	★介護の申立書、及び看護（介護）が必要な方の診断書・障害者手帳等																			
求職活動	★求職活動申立書 ★起業に係る申立書（及びそれが分かる契約書等）																			
就学	在学証明書または学生証の写し（※学校教育法の規定する学校等） 保護者が学生の場合は、時間割表など授業時間の分かるもの																			
4	★教育・保育給付認定申請及び施設等利用調整申請に関する確認票	<input type="checkbox"/>																		
5	★質問票 ※児童一人につき1部	<input type="checkbox"/>																		
6	【4月申込み時のみ】★申請確認表 ※児童一人につき1部	<input type="checkbox"/>																		
7	同居者全員のマイナンバーが分かる書類の写し ◆2	<input type="checkbox"/>																		
8	申請者のご本人確認ができる書類の写し ◆3	<input type="checkbox"/>																		
番号	書類名【該当者のみ】	チェック欄																		
9	【令和7年1月2日以降に三郷市へ転入した方】選考・保育料算定のための書類 ◆4	<input type="checkbox"/>																		
	4月～8月入所申込みで令和7年1月2日以降に三郷市へ転入した方⇒前住所地の市区町村が発行する「令和7年度（令和6年中所得）住民税納税通知書又は課税証明書・非課税証明書」 9月～3月入所申込みで令和8年1月2日以降に三郷市へ転入した方⇒前住所地の市区町村が発行する「令和8年度（令和7年中所得）住民税納税通知書又は課税証明書・非課税証明書」																			
10	【外国人の方】「在留カード」の写し	<input type="checkbox"/>																		
11	【ひとり親の方】家族の状況が分かる書類 ◆5	<input type="checkbox"/>																		
	ひとり親家庭等医療費受給者証、戸籍全部事項証明書、離婚届受理証明書のいずれか																			
12	【単身赴任の方】住民票（単身赴任の方の分）、物件の賃貸借契約書などの写し ◆5	<input type="checkbox"/>																		
13	【世帯に障がいのある世帯員がいる方】「障害者手帳」の写し ◆5	<input type="checkbox"/>																		
14	【生活保護を受給されている方】生活保護の受給資格がわかる書類 ◆5	<input type="checkbox"/>																		
15	【認可外保育施設等に預け働いている方】★在園証明書 ◆5	<input type="checkbox"/>																		
16	【認可保育施設で就労（内定・育休に限る）している保育士・看護師の方】	<input type="checkbox"/>																		
	保育士証・看護師免許証の写し ◆5 及び★保育士等就労に関する誓約書（就労先が市内の方のみ） ◆5																			
17	【育児休業の延長を許容できる方】★育児休業延長の許容に関する申出書	<input type="checkbox"/>																		

- ◆1 18歳以上65歳未満の同居者（別世帯の場合も含む）がいる場合も「保育を必要とする事由」に該当する書類をご提出ください。兄弟姉妹で申込む場合には一部原本、その他はコピーを利用して問題ございません。
同居者の保育の必要性が確認できない場合には、減点の対象となります。
- ◆2 個人番号カード・通知カードの写し、または個人番号入り住民票
- ◆3 個人番号カード・運転免許証・パスポート等の写し。「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、本人の顔写真が貼付されたものは1点の提示で確認ができます。資格確認書、児童扶養手当証書など顔写真がないものは2点必要です。
- ◆4 選考順位に関わりますので、必ずご提出ください（未提出でも利用調整は受けられます）。「8月」までに入所決定しなかった場合は、9月申込の締切日までに現年度の課税証明書を追加でご提出ください。
- ◆5 書類の提出によって優先利用の加点となります。16～18ページの認定基準表に係る注意事項をご確認ください。

9. 利用申込み後に内容を変更する場合 ★の書類は市ホームページから入手できます

窓口に書類を直接ご提出ください（電話での変更申請はできません）。

選考は基準日（詳細は、29ページよくある質問13参照）を設けております。基準日を過ぎた場合は、翌月から変更いたします。

【家庭状況に変更があった場合】

届出が必要な変更事由	提出書類（ <u>家庭状況変更届</u> の他に必要な書類）
妊娠がわかった	・母子健康手帳の写し（お名前、出産予定日がわかるページ） ★産前産後休暇取得証明書
お子さんが生まれた	★家庭状況変更届のみ
退職し、求職活動を行う	★求職活動申立書 ★教育・保育給付認定変更申請書
求職活動から就労を開始した	★就労証明書 ★教育・保育給付認定変更申請書
転職	★就労証明書 ★（保育必要量が変更になる方）教育・保育給付認定変更申請書
病気等により休職・退職となった	・診断書（保育が必要な旨の所見、療養期間が記載されているもの） ★教育・保育給付認定変更申請書
結婚した	・新たな保護者の保育の必要性の事由が確認できる書類（就労証明書等） ・新たな保護者の課税内容のわかる書類
離婚した	・離婚の事実が記載された戸籍全部事項証明書（又は、離婚受理証明書）
介護・看護を行う	★介護・看護の申立書 ・介護が必要な方の診断書または手帳等 ★教育・保育給付認定変更申請書
転入してきた	★家庭状況変更届のみ
認可外保育施設等を利用し、職場復帰または就労開始した	★在園証明書 ★（育休等から復職する方）復職証明書 ★（新しく就労開始する方）就労証明書

家庭状況に変更があった場合は必ずご提出ください。入所内定後、申込みの状況との相違が判明した場合、内定を取り消す場合がございます。

【その他の変更】

変更内容	提出書類
希望する保育施設 兄弟の入所条件	★施設等利用調整変更申込書
申込みを取り下げたい	★保育所等入所（転所）申込取下げ届（入所決定辞退届）

10. 保育施設の利用者負担額（保育料）

保育施設の利用者負担額（保育料）は、保護者（父母またはそのお子さんを扶養している祖父母や同居の親族など）の所得に応じて決まる「市区町村民税の所得割」の金額の合算によって決定しています。

【保育料表について】

下記の保育料はひと月あたりの金額です。

多子軽減対象となる兄弟姉妹がいる第2子は()内の金額です。第3子は、0円となります。

階層	所得割額		利用者負担額			
	区分	3歳未満児クラス		3歳児クラス以上		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護受給世帯	0	0			
B	市区町村民税 非課税世帯	0	0			
	要保護世帯(注)	(0)	(0)			
C	市区町村民税 所得割非課税世帯	12,000 (6,000)	11,700 (5,850)			
	要保護世帯(注)	5,500 (0)	5,350 (0)			
D 1	所得割課税額 24,300円未満	13,600 (6,800)	13,300 (6,650)	【幼児教育・保育無償化(3歳児クラス以上)】 保育料：0円 給食費：主食費（ごはん、パン等）・副食費（おかず、おやつ）については、各施設で金額を設定しております。副食費については、 減免制度 があります。市区町村民税所得割額57,700円未満の世帯、77,101円未満の要保護世帯及び全所得階層の小学校就学前の同一世帯かつ保育所等に通う子どもを数えて第3子については、副食費が免除されます。		
	要保護世帯(注)	6,300 (0)	6,150 (0)			
D 2	24,300円以上 48,600円未満	15,600 (7,800)	15,300 (7,650)			
	要保護世帯(注)	7,300 (0)	7,150 (0)			
D 3	48,600円以上 72,800円未満	23,000 (11,500)	22,600 (11,300)			
	要保護世帯(注)	9,000 (0)	9,000 (0)			
D 4	72,800円以上 77,101円未満	24,000 (12,000)	23,500 (11,750)			
	要保護世帯(注)	9,000 (0)	9,000 (0)			
D 5	77,101円以上 97,000円未満	24,000 (12,000)	23,500 (11,750)			
D 6	97,000円以上 110,000円未満	30,000 (15,000)	29,400 (14,700)			
D 7	110,000円以上 130,000円未満	38,000 (19,000)	37,300 (18,650)			
D 8	130,000円以上 150,000円未満	40,000 (20,000)	39,300 (19,650)			
D 9	150,000円以上 169,000円未満	43,000 (21,500)	42,200 (21,100)			
D 10	169,000円以上 190,000円未満	54,000 (27,000)	53,000 (26,500)			
D 11	190,000円以上 210,000円未満	55,000 (27,500)	54,000 (27,000)			
D 12	210,000円以上 230,000円未満	56,000 (28,000)	55,000 (27,500)			
D 13	230,000円以上 250,000円未満	57,000 (28,500)	56,000 (28,000)			
D 14	250,000円以上 270,000円未満	58,000 (29,000)	57,000 (28,500)			
D 15	270,000円以上 301,000円未満	59,000 (29,500)	57,900 (28,950)			
D 16	301,000円以上	68,000 (34,000)	66,800 (33,400)			

【保育料の算定における留意事項】

- 4月から8月まで、9月から3月までの年2回算定が行われます。毎年9月から保育料の算定基礎になる市民税の課税年度が変わることに伴い、保育料に大きく影響する場合があります。
なお、保育必要量が変更等になった際には、翌月分から保育料が変更となります。
令和8年度4～8月の保育料…令和7年度の課税額で算定
令和8年度9～3月の保育料…令和8年度の課税額で算定
- 未申告の方は保育料を算定することができませんので、最高額（D15階層）の保育料で決定します。所得がない方についても住民税の申告手続きが必要です（育児休業を取得していた方も税申告が必要な場合があります。予めご確認ください）。
- 市外から転入された方で三郷市に課税情報が無い場合、7ページをご覧ください、該当期間の課税証明書をご提出ください。
- 自治体によっては、課税証明書や課税額決定通知書に控除額が記載されていない場合がございます。

【保育料の支払い方法】

保育施設によって支払い先が異なります。

利用決定した保育施設	支払先	支払い方法
公立保育所 私立保育園	三郷市	納付書 又は 口座振替
認定こども園 小規模保育施設	各保育施設	各保育施設が定める方法

※保育料以外の料金は直接施設にお支払いください。

原則、登所日数に関わりなく1カ月分徴収いたします。

月の途中で退所した場合、月の10日までの場合は半額、11日以降も在籍している場合は全額の保育料がかかります。

- 納付書（保育料（保護者負担金）納付（納入）済通知書）
毎月中旬に納付書をご自宅（住民票の住所）に送付します。
納付期限（毎月末日、末日が土・日曜日、祝日にあたる場合は翌金融機関営業日）までに、納付書裏面に記載のある納付場所でお支払いください。また、令和5年度よりスマートフォン決済が可能になりました。
※みずほ銀行、三菱UFJ銀行・常陽銀行・三井住友銀行の窓口では「保育料（保護者負担金）納付（納入）済通知書」による納付ができませんのでご注意ください。
- 口座振替
口座振替を希望される金融機関に「三郷市税等口座振替依頼書・自動振込利用申込書（廃止届）」をご提出ください。
振替日（引き落とし日）は毎月末日、末日が土・日曜日、祝日にあたる場合、翌金融機関営業日です。
申込書を提出してから口座振替可能になるまで50日程度かかります。それまでは納付書でお支払いください。

1 1. 利用調整（選考）

保護者やご家族の方の就労状況や病気・心身の障がいの程度、家庭の状況を確認し、次のページの保育必要性の認定基準表に基づき保育の必要性の高い児童を判断し、利用調整を行います。

【事由による指数（認定基準表の左部分）】

父・母それぞれの保育の必要性の事由に応じ、保育必要性の認定基準表より該当する項目のうち最も高い指数が一つずつ選択され、父母分を合計したものが「事由による指数」となります。詳しい指数のつけ方については16ページを参照ください。

【優先利用による指数（認定基準表の右部分）】

家庭の状況に応じて該当するものすべてに指数がつきます。兄弟姉妹の加点以外はすべて書類による判断を行いますので、該当する書類をお持ちください（事由に該当している状況でも書面で確認できない場合は、加点がつきません）。

「事由による指数」＋「優先利用による指数」の合計指数で選考を行います。

【選考方法】

5歳児クラスから順に、クラス年齢ごとに選考を行います。合計指数が高い児童の第一希望から希望する全ての施設について、空き枠があるか確認します。空きがあれば入所決定を行い、空きがない場合は保留となります。

No	児童名	合計指数	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
1	中央太郎	42点	A保育所	B保育所	C保育所	D保育所	E保育所
2	上口次郎	40点	A保育所	B保育所			

No	児童名	合計指数	第1希望	第2希望	第3希望
1	彦成太郎	38点	E保育所	G保育所	F保育所
2	高州花子	38点	G保育所	F保育所	
3	早稲さつき	38点	F保育所		

※兄弟の同時・同一施設への入所希望条件は、別途判断しています。（14・15ページ参照）

※指数の高い児童から選考を行いますので、指数の高い児童の下位の希望と指数の低い児童の上位の希望が競合した場合は、指数の高い児童が優先されます。

【同点の場合の判断基準】

合計指数が同点となった場合、同点の児童の家庭状況を以下の順番で比較し、判断を行います。

①	事由による指数が高い方
②	同点となった希望施設の希望順位が高い方
③	保護者が育児休業取得中の方
④	保護者の市民税の所得割額（保育料算定に利用する金額）が低い方
⑤	保護者の収入が低い方

育児休業の延長を許容できる方は、④と⑤のみで比較し、判断を行います。

【令和8年度の保育の必要性の認定基準表】

令和8年4月1日入所選考基準

保育必要性の認定基準表

児童氏名	記入年月日	令和	年	月	日
------	-------	----	---	---	---

事由	細目	点数		
		父	母	
就労 (外勤・自営中心者等※)	月実働140時間以上の就労	20	20	
	月実働120時間以上140時間未満の就労	18	18	
	月実働100時間以上120時間未満の就労	16	16	
	月実働80時間以上100時間未満の就労	14	14	
	月実働64時間以上80時間未満の就労	12	12	
	上記以外(月実働64時間未満の就労)	2	2	
	内職	月収6.8万以上 <small>基準作成時の埼玉県の最低賃金×64時間 (R6.10.1基準 1,078円)※1,000円未満切捨</small>	3	3
月収6.8万未満		2	2	
就労 (自営協力者・専従者)	月実働140時間以上の就労	18	18	
	月実働120時間以上140時間未満の就労	16	16	
	月実働100時間以上120時間未満の就労	14	14	
	月実働80時間以上100時間未満の就労	12	12	
	月実働64時間以上80時間未満の就労	10	10	
	上記以外(月実働64時間未満の就労)	2	2	
	就労 内定	月実働140時間以上の就労	17	17
月実働120時間以上140時間未満の就労		15	15	
月実働100時間以上120時間未満の就労		13	13	
上記以外		2	2	
出産	出産予定日2か月前の属する月の初日から出産日8週間後の翌日の属する月まで	18		
疾病等	入院中(原則1か月以上)	20	20	
	常時病臥・精神性(精神障害保健福祉手帳1・2級)	20	20	
	精神性(上記以外)	10	10	
	一般の治療中	8	8	
障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳 A A B	20	20	
	身体障害者手帳3級、療育手帳 C	16	16	
	身体障害者手帳4級	10	10	
介護・看護	自宅内	身体障害者手帳1・2級、精神障害保健福祉手帳1級、療育手帳A・A、要介護認定3・4・5	20	20
		身体障害者手帳3級、精神障害保健福祉手帳2・3級、療育手帳B、要介護認定1・2	15	15
		上記以外	10	10
	自宅外	身体障害者手帳1・2級、精神障害保健福祉手帳1級、療育手帳A・A、要介護認定3・4・5	18	18
		身体障害者手帳3級、精神障害保健福祉手帳2・3級、療育手帳B、要介護認定1・2	13	13
		上記以外	8	8
求職活動	起業準備	5	5	
	求職のため日中外出を常態としている場合	2	2	
就学	学校教育法に定める学校、職業訓練施設等における職業訓練を含む(1日4時間以上、月16日以上)の就学	8	8	
	上記以外	5	5	
要支援	虐待防止等のため特別な支援を要する家庭	20	20	
不存在	離婚・離婚調停中・死別・失踪・拘禁等	20	20	
保育の必要性なし	保育の必要性を確認できる書類が未提出		利用不可(選考対象外)	

※自営中心者の他に、会社役員、取締役、個人事業主、常務等を含む。

事由	点数
両親不存在世帯	5
ひとり親家庭(他に同居者がいない)	3
ひとり親家庭(他に同居者がいる)	2
単身赴任(他に同居者がいない) ※三郷市に隣接する市区(松戸市・流山市・吉川市・八潮市・葛飾区)以外に居住している場合	2
単身赴任(他に同居者がいる) ※三郷市に隣接する市区(松戸市・流山市・吉川市・八潮市・葛飾区)以外に居住している場合	1
生活保護世帯で就労による自立支援につながる場合	2
虐待防止等のため特別な支援を要する家庭	5
里親に委託されている場合	5
障害者・療育手帳	1
申込児童が心身に障がいや有する場合	1
その他世帯員に心身に障がいや有する者がいる場合	1
兄弟姉妹が既に認可保育施設を利用している場合(4月申込時は兄弟姉妹が卒園してしまう場合または退所予定の場合を除く)	2
多胎児が同時に申込みをしている場合	2
申込本児および上記条件に該当する児童を除く、就学前児童がいる場合(4月申込時は兄弟姉妹が、4/1時点で満6歳になる児童を除く)	1
在園加算	3
入所を希望する児童を一時保育、市外の認可保育施設、認可外保育施設(事業所内、企業内保育施設等を含む)、ファミリーサポートセンター等に【 遡4日 】以上預けて既に就労している場合	3
入所を希望する児童を一時保育、市外の認可保育施設、認可外保育施設(事業所内、企業内保育施設等を含む)、ファミリーサポートセンター等に【 遡3日 】預けて既に就労している場合	2
保育士加算	30
父母のいずれかが保育士資格を有し、入所の翌月1日までに「市内認可保育施設において1日6時間以上かつ月20日以上」の要件で就労予定の場合または、「市内認可保育施設に就労しており、育児休業から1日6時間以上かつ月20日以上」の要件で入所の翌月1日までに復職予定の場合	30
父母のいずれかが保育士資格を有し、入所の翌月1日までに「市内認可保育施設において1日6時間未満または月20日以下の要件で就労予定の場合」または、「市内認可保育施設に就労しており、育児休業から1日6時間未満または月20日以下の要件で入所の翌月1日までに復職予定の場合」	20
父母のいずれかが保育士資格を有し、入所の翌月1日までに「市内認可保育施設において1日6時間以上かつ月20日以上」の要件で就労予定の場合または、「市内認可保育施設に就労しており、育児休業から1日6時間以上かつ月20日以上」の要件で入所の翌月1日までに復職予定の場合	2
父母のいずれかが看護師免許を有し、入所の翌月1日までに「市内認可保育施設において1日6時間以上かつ月20日以上」の要件で就労予定の場合または、「市内認可保育施設に就労しており、育児休業から1日6時間以上かつ月20日以上」の要件で入所の翌月1日までに復職予定の場合	30
父母のいずれかが看護師免許を有し、入所の翌月1日までに「市内認可保育施設において1日6時間未満または月20日以下の要件で就労予定の場合」または、「市内認可保育施設に就労しており、育児休業から1日6時間未満または月20日以下の要件で入所の翌月1日までに復職予定の場合」	20
減算指数	△10
18歳以上65歳未満の同居者(別世帯の場合も含む)について、保育の必要性が確認できない(書類の提出がない場合を含む)場合	△2×人数
申込日時点で世帯に保育料の滞納がある場合	△30

- 単身赴任とは会社都合で、現在お子さんと共に住んでおらず、その居住지가三郷市と三郷市に隣接する市区町村(松戸市・流山市・吉川市・八潮市・葛飾区)にない方が対象です。
- 優先利用による点数は、その事実を確認する書類の提出がない場合、加算対象とはなりませんので、ご注意ください。

は、支給認定期間を3か月間とする。

【兄弟同時申込の方の選考方法について】

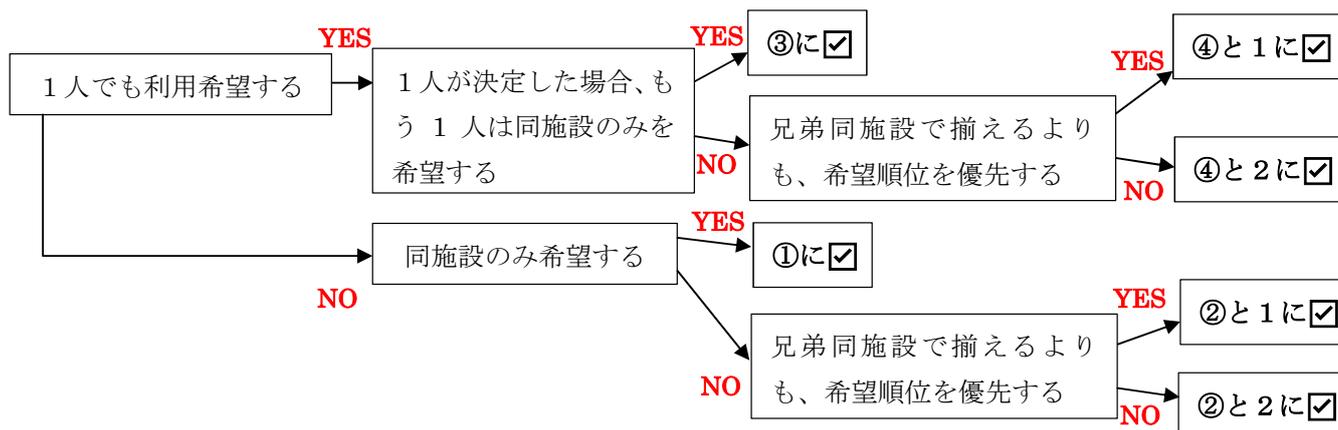
施設等利用調整申込書において、兄弟同時申込の入所決定条件を希望できます。

兄弟のどちらかが転所選考申請を行っている場合においては、転所選考で決定した施設に合わせる希望となります。

同時に2人以上 申込みの場合 (該当事項に☑)	【希望条件 ※いずれかに☑】
	① <input type="checkbox"/> 同時期に同施設でのみ利用希望。
	② <input type="checkbox"/> 同時期であれば別々の施設でも利用希望。
	③ <input type="checkbox"/> 1人のみ利用決定した場合、その後は同施設のみ利用希望。(その他希望施設は選考しない。)
	④ <input type="checkbox"/> 1人でも利用希望。(別々の施設でも利用希望。)

	【同時期に利用決定した場合 ※いずれかに☑】
	1 <input type="checkbox"/> 希望順位どおりの利用希望。
	2 <input type="checkbox"/> 希望順位を落としても同施設を利用希望。(別々の施設でも利用希望。)

	選択肢	選択肢の説明
①	同時期に同施設でのみ利用希望。	同じ時期に同じ施設に決定するときのみ入所が決定します。
②	同時期であれば別々の施設でも利用希望。	同じ時期に決定するのであれば、場所は問わず入所が決定します。同じ施設になるとは限りませんが、揃えられる条件が整った際にどちらを希望するか下記(1または2)で選択いただきます。
③	1人のみ利用決定した場合、その後は同施設のみ利用希望。(その他希望施設は選考しない。)	一方が決定した場合、決定した施設と同施設に空きがある場合は両方とも同施設で決定します。同施設で決定しなかった場合、それ以降の月について、今後は同施設のみの選考を行います。
④	1人でも利用希望。(別々の施設でも利用希望。)	兄弟条件を考慮しないため、一番入所決定しやすい選択肢になります(入所決定しない場合もございます)。同じ施設になるとは限りませんが、揃えられる条件が整った際にどちらを希望するか下記(1または2)で選択いただきます。
1	希望順位どおりの利用希望。	兄弟で揃えられる条件が整っていたとしても、この選択肢を選んだ場合は決定できる施設の中で一番高い希望順先に決定していきます。
2	希望順位を落としても同施設を利用希望。(別々の施設でも利用希望。)	兄弟でなるべく揃えたい場合はこちらに選択いただきます。揃えられる条件が整った際にのみ適用されますので、同じ施設に揃わないこともあります。



	児童名	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
兄	中央太郎	A保育所【◎】	B保育所【×】	C保育所【◎】	D保育所【◎】	E保育所【×】
妹	中央花子	A保育所【×】	B保育所【×】	C保育所【×】	D保育所【×】	E保育所【◎】

(例1)

※【◎→定員に空きあり、×→定員に空きなし】

現在下の子の育児休業中。上の子は必ずどこかの保育所に入所決定したく、下の子が先に入所決定するのは避けたい。下の子は上の子と同じ施設で入所決定しない場合は保留でも良いと考えている。

【選択肢】太郎 ④ 1人でも利用希望。(別々の施設でも利用希望。)

2 希望順位を落としても同施設を利用希望。(別々の施設でも利用希望。)

花子 ① 同時期に同施設のみ利用希望。

【選考結果】太郎→第一希望のA保育所に入所決定、花子→保留(今後花子はA保育所のみ選考を行う)

(例2)

現在下の子の育児休業中であるが、復職したいため、2人とも同時期に入所決定したい。なるべくなら同じ施設で決定したいが、できない場合は別々になってしまっても良い。

【選択肢】太郎・花子ともに ② 同時期であれば別々の施設でも利用希望。

2 希望順位を落としても同施設を利用希望。(別々の施設でも利用希望。)

【選考結果】太郎→第一希望のA保育所に入所決定、花子→第5希望のE保育所に入所決定

(例3)

兄妹のどちらでもいいので1人は決定したい。同じ施設でなくても良いので、希望順位が高い順で空いている施設に入所決定することを優先させたい。

【選択肢】太郎・花子ともに ④ 1人でも利用希望。(別々の施設でも利用希望。)

1 希望順位どおりの利用希望

【選考結果】太郎→第一希望のA保育所に入所決定、花子→第5希望のE保育所に入所決定

(例4)

兄妹のどちらでもいいので1人は入所決定したいし、できれば同じ施設に入所決定したい。ただし、同時期に決定しなくても問題ない。

【選択肢】太郎・花子ともに ③ 1人のみ利用決定した場合、その後は同施設のみ利用希望

【選考結果】太郎→第一希望のA保育所に入所決定、花子→保留

※参考 クラス年齢が上の児童から選考を行っているため、兄のみ第1希望に入所決定し、妹は保留となる。それ以降の月について、今後妹は第1希望のA保育所のみ選考を行っていくことになる。

【入所希望施設について】

- 記入いただいた希望保育施設が入所選考の対象となります。空きがあっても希望されていない保育施設については利用決定いたしません。反対に、希望保育施設であれば希望順位が低くても入所が決定します。
- 希望保育施設がお子さんの受け入れ可能年齢の保育施設か必ず23～26ページの「保育施設一覧」で確認してください(0歳児クラスには、満3か月から受け入れている保育施設と満6か月から受け入れている保育施設があります。また、2歳児クラスまでの保育施設もあります)。受け入れできない年齢の保育施設を記入された場合は繰り上げせず、そのまま選考いたします。
- 同じ施設を複数回希望している場合は希望順位が高い方を採用し、低い方は繰り上げて選考します。
- 受け入れできない年齢の保育施設のみ希望された場合は選考対象外となり、施設等利用調整結果通知書は送付いたしません。

12. 認定基準表に係る注意事項

① 事由による指数

● 就労の取り扱い及び指数のつけ方

【必要な書類】 就労証明書、シフト表（変則就労の方）、

以下の追加書類（ご自身またはご家族などが記載する場合）

【役員（会社の取締役・監査役、法人の理事等）の方】
「履歴事項全部証明書（登記簿謄本）」又は「確定申告書」の写し
【自営業主（個人事業主）の方】
「営業許可証」、「開業届」、契約・受注書類の写し等、事業を営んでいることが確認できる書類のいずれか
【自営業専従者、家族従業者（協力者）の方】
「確定申告書」の写し又は給与明細書
【内職者、業務委託の方】
契約・受注書類の写し等

- 就労証明書をご自身またはご家族などが記載する方で上記の追加書類の提出がない場合は提出書類不足となり点数をつけることができません。必ずご用意いただきますようご注意ください。
- 記載内容については32ページにチェックリストがありますので、必ずご確認ください。記入漏れがあった場合には認定基準表の「上記以外」の2点になることや、受け付けできないことがあります。
- 就労時間については、休憩を除いた実働時間で算定します。
- 原則、就労証明書の「就労時間（契約時間）」に基づいて点数をつけますが、「就労実績」と点数が変わるほどの大きな乖離がある（実績が少ない）場合、実績に基づいた低い指数をつけます。なお、契約上の就労時間より就労実績が多い場合は、契約上の就労時間で指数を決定します。

6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日	合計時間	月間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分)	
		<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
		一月当たりの就労日数	月間 20 日	一週当たりの就労日数	週間 5 日
		平日	9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)		
	土曜	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)			
	日祝	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) ①			
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	時間 分 (うち休憩時間 分)		
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	日		
	主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)			
7	就労実績 ③ <small>※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む</small>	年月 2025 年 7 月 ②	年月 2025 年 8 月	年月 2025 年 9 月	
		20 日 / 月	160 時間 / 月	15 日 / 月	142 時間 / 月

【計算方法】

1. 「7. 就労実績」において、3カ月分のそれぞれの実働時間を出す（②から①×③を除く）。
 (7月分) 160時間/月 — (休憩1時間×20日) = 140時間/月
 (8月分) 142時間/月 — (休憩1時間×15日) = 127時間/月
 (9月分) 164時間/月 — (休憩1時間×18日) = 146時間/月
2. 1で計算したもののうち、時間数が多い2カ月分を選択する（実績が1か月しかない場合はその1か月で指数をつけます）。
3. 2カ月の平均を出す。

$$(140 \text{ 時間/月 (7月分)} + 146 \text{ 時間/月 (9月分)}) \div 2 = 143 \text{ 時間/月} \rightarrow \underline{\underline{20 \text{ 点}}}$$

● 就労内定事由による取り扱い

【必要な書類】 就労証明書

各月入所申込の基準日（詳細は、29ページ よくある質問13を参照）で、雇用開始日を過ぎていない場合、申込事由は就労内定となります。翌月から就労事由による点数をつけるためには、就労開始後に記入された就労証明書の提出が必要となります。

例) 7月入所申込希望の基準日は令和8年6月5日のため、6月6日から6月30日までに就労を開始する場合は就労内定として取り扱います。

3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)	2026 年 6 月 8 日 ~
---	-----------	---	-----------------------	------------------

雇用開始日が入所希望月の7月1日より後の日付の場合には、申込事由は就労内定ではなく求職活動となります。

3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)	2026 年 7 月 26 日 ~
---	-----------	---	-----------------------	-------------------

● 妊娠・出産による入所の取り扱い

【必要な書類】 母子健康手帳（生まれるお子さんのもの）の表紙、出産（分娩）予定日記載のページの写し、妊娠・出産に係る申立書

出産予定日2か月前の属する日の初日から出産日8週間後の翌日の属する月を超えて継続して保育施設等を利用することはできません（期間をもって必ず退園となります）ので、育児休業中で保育施設入所後に復職する予定の方や求職活動を経て就労する予定の方はこちらの事由では申し込まないでください。

● 疾病による入所の取り扱い

【必要な書類】 診断書または身体障害者手帳などの写し

診断書を提出される場合は、病名、療養が必要な期間と保育の利用が必要であるという記載があるものをご提出ください。

● 育児休業の延長を許容できる場合

【必要な書類】 育児休業延長の許容に関する申出書

利用調整に係る指数は0点（調整指数は適用されません）となります。0点の場合でも希望施設に空きがあり、お預かりが可能な場合には入所が決定します（「施設等利用調整結果保留通知書」の発行を確約するものではありません）。

この申し出をした方でも、**申込みに関する全ての書類を提出し、問診を受ける必要があります。必要書類の不足や、問診（再問診）を受けなかった場合は選考対象外となりますので、利用（入所）決定しないだけでなく、「施設等利用調整結果保留通知書」も発行いたしません。**

● 保育の必要性が確認できる書類が未提出の場合の取り扱い

保育の必要性が確認できないため、保育施設の利用ができません。入所選考の対象外となります（保育施設に入所できません）。必ず保育の必要性が確認できる書類（7ページ参照）をご提出ください。

② 優先利用による指数

● ひとり親家庭

【必要な書類】 ひとり親家庭等医療費受給者証、児童扶養手当証書、戸籍全部事項証明書、離婚届受理証明書のいずれか有効期限内のもの、期限がない書類の場合は発行から2か月以内のもの

● 単身赴任による加点

【必要な書類】単身赴任期間（予定含む）の欄に記載がある就労証明書、三郷市に隣接する市区以外に居住していると判断できる書類（住民票、物件の賃貸借契約書、公共料金の通知書など）

● 生活保護世帯で就労による自立支援につながる場合

【必要な書類】生活保護の受給資格がわかる書類（受給証など、有効期限内のもの）

● 兄弟姉妹による加点

【必要な書類】特になし

兄弟姉妹が認定こども園（1号認定）や幼稚園等をご利用の場合は1点の加点となります。

● 認可外保育施設等による加点

【必要な書類】在園証明書、就労証明書

認可外保育施設に関わらず幼稚園、認定こども園、市外認可保育施設などにお子さんが在籍している方で加点を希望する方は全員提出が必要です。

在園証明書は申込み締め切り時点で利用していることが分かること、就労証明書は、復職ないし就労を開始していることが分かる内容に記載されている必要があります。

11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定	<input type="checkbox"/> 復職済み	年	月	日
----	-----------	-------------------------------	-------------------------------	---	---	---

※就労（内定）、就労（上記以外）、内職で点数が付いている場合や育児休業・産前産後休暇取得中の場合は、加点の対象外となります。

※3点加点をつけるには、就労と認可外保育施設等の利用がともに週4日以上必要となります（いずれかでも週3日の場合は2点加点、週3日を下回る場合は加点がつきません）。

● 保育士資格、看護師免許による加点

【必要な書類】保育士証、看護師免許証の写し

保育士等就労に関する誓約書（市内認可保育施設で保育士として就労する方のみ）

保育士資格、看護師免許による加点は、入所希望月から入所した月の翌月1日までに復職する方、内定している方が対象です。入所児童の下の子の産前産後休暇や育児休業を取得（予定）の場合、すでに復職している場合は加点の対象外となります。

● 入所を辞退したこと等による減点

入所選考の結果、保育施設の利用が決定したが入所せず辞退した場合、又は、入所後1か月未満で退所した場合については、同一年度に再度利用申込する場合について減点いたします。

● 同居者について保育の必要性が確認できないことによる減点

18歳以上65歳未満の同居者（別世帯の場合も含む）について、保育の必要性を確認できる書類（就労証明書等）の提出がない場合については、提出されない人数分点数を減点いたします。

※【重要】入所後に「就労証明書」や「復職証明書」にて入所申込み時に付けた点数の内容と異なる事実が判明した場合（申込み後に勤務日数・時間を減らした、退職した、復職の条件が申込み時と異なっている等）には、入所を取り消し退所いただく場合があります。

提出前によくご確認ください。

13. 広域入所について

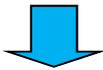
三郷市外にお住まいで、三郷市内の保育施設に入所を希望する方【転入・受託】

【 転 入 】

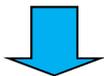
申込み時点において三郷市外にお住まいで、転入後に三郷市内の保育施設に入所を希望する方の手続きとなります。現在お住まいの市区町村を通さず、直接、三郷市すこやか課へ特定記録郵便（推奨）で書類を折らずに郵送してください。

【申込みの流れ】

1	必要書類の提出	入所希望月の受付期間（4ページ、6ページ参照）の最終日の7日前（土日祝日を除く）を目安に三郷市役所に到着するように提出してください。 （4月入所申込みについては消印有効。5月以降の入所申込みについては受付期間までに必着。受付期間に間に合わなかった場合は翌月選考からとなります。）
---	---------	--



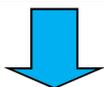
2	書類の審査並びに 問診の予約連絡	三郷市で書類を審査した後、三郷市すこやか課から問診の日程調整のため、電話にて連絡をいたします（4月入所申込みの場合は、4ページの問診期間中に来庁し問診を受けていただく必要があります）。
---	---------------------	--



3	問診	お子さんの発育状況等を三郷市内の公立保育所又はすこやか課にて確認します（問診の内容により、別日程で再問診をさせていただく場合があります）。
---	----	---

ここまでのお手続きで、申込み手続き完了となります（利用調整を受けることができます）。

4	結果の送付	転入確認後に結果を発送いたします。入所希望月の前月18日時点で三郷市に転入手続きをされていない場合は、結果についてすこやか課までお問い合わせください。
---	-------	---



5	転入手続き	転入手続き時に三郷市すこやか課へお立ち寄りください。 ※利用希望月の前月末日までに転入が確認できない場合、利用決定が取り消しとなりますのでご注意ください。
---	-------	--

※7ページの各種申請書類に加え、以下の書類をご用意ください。

（★マークの書類は三郷市ホームページからダウンロードが可能です。）

1	転入の場合	★転入に関する誓約書
2		不動産の売買契約書または賃貸借契約書の写し
3		★【転入用】確認票



【 受 託 】

三郷市外にお住まいで、三郷市内の保育施設に入所を希望する方の手続きとなります。

以下の申込み条件のいずれかに該当する方が対象となります。お住まいの市区町村でも委託条件を設けている場合がありますので、必ず事前にお住まいの市区町村の保育担当課へご確認ください。

- ① 3歳児クラス以上かつ、保護者の保育必要性の事由が「就労」で保護者どちらかの就労先が三郷市内にある方
 - ② 三郷市から転出する前に三郷市の保育施設を利用しており、転出後に転出先の市区町村が三郷市での保育が必要と判断した方
- ※【受託】については、原則、年度末までの利用となります。

※ 三郷市民の方の申請を優先しています。三郷市に転入予定のない方の選考は三郷市民の選考がすべて終了した後に行います。

【申込みの流れ】

1	必要書類の提出	お住まいの市区町村の保育担当課に必要書類を提出してください。 入所希望月の受付期間（4ページ、6ページ参照）の最終日の7日前（土日祝日を除く）を目安に三郷市に到着するように提出してください。 （4月入所申込みについては消印有効。5月以降の入所申込みについては受付期間までに必着。受付期間に間に合わなかった場合は翌月選考からとなります。）
---	---------	--



2	書類の審査並びに 問診の予約連絡	三郷市で書類を審査した後、三郷市すこやか課から問診の日程調整のため、電話にて連絡をいたします（4月入所申込みの場合は、4ページの間診期間中に来庁し問診を受けていただく必要があります）。
---	---------------------	--



3	問診	お子さんの発育状況等を三郷市内の公立保育所又はすこやか課にて確認します（問診の内容により、別日程で再問診をさせていただく場合があります）。
---	----	---

ここまでのお手続きで、申込み手続き完了となります（利用調整を受けることができます）。

4	結果の送付	現在お住まいの市区町村から結果を送付します。
---	-------	------------------------

※7ページの各種申請書類に加え、以下の書類をご用意ください。

（★マークの書類は三郷市ホームページからダウンロードが可能です。）

1	受託の場合	★【受託用】確認票
---	-------	-----------



三郷市内にお住まいで、三郷市外の保育施設に入所を希望する方【転出・委託】

【 転 出 】

三郷市内にお住まいの方が転出先市区町村の保育施設を申込みする際には、必ず事前に転出先の市区町村の保育担当課にご確認ください。申込み書類については、直接転出先の市区町村に提出してください。

※ 現在、三郷市内の保育施設を利用中の場合には、「保育利用解約届」の提出が必要となります。必ず転出する前に提出してください（転出後も引き続き三郷市の保育施設の利用を希望される場合でも提出が必要です。また、転出先の市区町村で改めて利用手続きが必要となります）。

【申込みの流れ】

1	必要書類の提出	転出先市区町村の入所希望月の受付期間の最終日の7日前（土日祝日を除く）を目安に、転出先市区町村へ提出してください。
↓		
2	書類の審査	お申込み先の市区町村で書類の審査を行います。
↓		
3	結果の送付	転出先市区町村から結果が送付されます。
↓		
4	住民票の異動手続き	転出先市区町村へ転入手続きを済ませた後、保育施設担当課でのお手続きがあることが一般的です。事前に転出先市区町村の保育担当課へお問い合わせの上、必要な手続きを行ってください。



【 委 託 】

三郷市内にお住まいの方の市外保育施設の申込みについては、以下の申込み条件のいずれかに該当する方が対象となります。委託先の市区町村でも条件を設けている場合がございますので、必ず事前に委託先の市区町村の保育担当課にご確認ください（すこやか課では、確認を行いません）。

- ① 保護者がともに就労しており、就労先等の市区町村の保育施設を希望される方
 - ② 三郷市の保育施設利用が決定しなかった方で、他市区町村の利用要件を満たしている方
 - ③ 転入前に保育施設を利用していたが、三郷市の保育施設に入所決定しなかった方
 - ④ 里帰り出産を希望される方
- ※ ①～③の場合、原則、年度末までの利用となります。
- ※ 三郷市での受付日時時点で保育料等の滞納がある場合は、申込みできません。

【申込みの流れ】

1	必要書類の提出並びに問診の予約	三郷市すこやか課窓口に必要な書類を提出してください。 ※委託希望先市区町村の入所希望月の受付期間の最終日の7日前（土日祝日を除く）を目安に、三郷市に必要な書類を提出してください。問診が必要な方は、提出時に問診の予約を取ります。
↓		
2	書類の審査	お申込み先の市区町村で書類の審査を行います。不足書類等があれば、三郷市からご連絡いたします。
↓		
3	問診（必要時）	お子さんの発育状況等を三郷市内の公立保育所又はすこやか課にて確認します（問診の内容により、別日程で再問診をさせていただく場合があります）。
↓		
4	結果の送付	三郷市から結果を送付いたします。
↓		
5	委託先への手続き	委託先の市区町村の保育担当課からの連絡（通知）に従い、手続きがある場合には対応してください。



＼ 必 ず 確 認 し て く だ さ い ／



転出・委託のお申込みに関しましては、必ず申込み先の市区町村に必要な書類及び、書類の締切日をご確認の上、締切日の概ね7日前に転出先市区町村（転出の場合）または、すこやか課（委託の場合）にご提出ください。

※ 受付期間の間近での提出では受付期間に間に合わない場合があります（その際の責任を市では負いません）。早めのご提出をお願いします。

14. 保育施設一覧

市内には公立保育所が6か所、私立保育園が17か所、認定こども園が6か所、小規模保育事業が8か所、計37園の認可保育施設があります。

※掲載情報は、令和7年8月1日現在の情報です。こちらに掲載のない情報もありますので、詳細は園に必ずご確認ください。

※各施設における利用定員を表記していますが、実際の預かり状況と異なる場合があります。

公立保育所								
		所在地	電話番号	利用定員		開設時間	園庭	駐車場 (台)
1	上口保育所	上口1-208	048(952)1604	90名	0歳児(6か月～):6名、1歳児:14名、2歳児:15名 3歳児:17名、4歳児:19名、5歳児:19名	月～金曜日7:30～18:30 土曜日7:30～16:30	○	4
2	丹後保育所	早稲田8-7-5	048(957)2552	100名	0歳児(6か月～):6名、1歳児:15名、2歳児:16名 3歳児:21名、4歳児:21名、5歳児:21名	月～金曜日7:30～18:30 土曜日7:30～16:30	○	5
3	高州保育所	高州2-259-2	048(955)0325	110名	0歳児(6か月～):6名、1歳児:14名、2歳児:21名 3歳児:23名、4歳児:23名、5歳児:23名	月～金曜日7:30～18:30 土曜日7:30～18:30	○	3
4	さくら保育所	彦成4-4-16	048(958)0390	120名	0歳児(6か月～):6名、1歳児:15名、2歳児:24名 3歳児:25名、4歳児:25名、5歳児:25名	月～金曜日7:30～19:00 土曜日7:30～18:30	○	3
5	彦成保育所	彦成2-278	048(957)3377	85名	0歳児(6か月～):10名、1歳児:11名、2歳児:16名 3歳児:16名、4歳児:16名、5歳児:16名	月～金曜日7:30～18:30 土曜日7:30～16:30	○	8
6	早稲田保育所	早稲田3-18-13	048(959)0911	90名	0歳児(6か月～):6名、1歳児:10名、2歳児:17名 3歳児:19名、4歳児:19名、5歳児:19名	月～金曜日7:30～19:00 土曜日7:30～18:30	○	10
私立保育園								
		所在地	電話番号	利用定員		開設時間	園庭	駐車場 (台)
7	つくし保育園	幸房702	048(952)2550	80名	0歳児(3か月～):12名、1歳児:12名、2歳児:12名 3歳児:14名、4歳児:15名、5歳児:15名	月～金曜日7:30～19:00 土曜日7:30～17:00	○	10
8	コピープリスクール みさとながとろ	鷹野1-415	048(951)0271	120名	0歳児(3か月～):9名、1歳児:15名、2歳児:21名 3歳児:25名、4歳児:25名、5歳児:25名	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:30～19:00	○	7
9	三郷ひだまり保育園	栄1-252-1	048(951)0881	80名	0歳児(6か月～):8名、1歳児:14名、2歳児:16名 3歳児:16名、4歳児:13名、5歳児:13名	月～金曜日7:00～19:00 土曜日7:30～18:00	○	9
10	みさとしらゆり保育園	中央1-2-1ザ・ライオンズ三郷 中央216	048(949)0072	50名	0歳児(6か月～):12名、1歳児:18名、2歳児:20名 ※卒園後の受入先なし	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:00～19:00	○	4
11	みさとこころ保育園	三郷2-7-7	048(949)3001	130名	0歳児(6か月～):15名、1歳児:20名、2歳児:23名 3歳児:24名、4歳児:24名、5歳児:24名	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:30～18:30	○	5
12	コピープリスクール みさととがさき	戸ヶ崎3-227	048(955)2311	131名	0歳児(6か月～):12名、1歳児:20名、2歳児:24名 3歳児:25名、4歳児:25名、5歳児:25名	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:30～19:00	○	3
13	コピープリスクール みさとたかの	鷹野3-387	048(951)0855	130名	0歳児(3か月～):12名、1歳児:20名、2歳児:24名 3歳児:24名、4歳児:25名、5歳児:25名	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:30～19:00	○	3
14	みさとしらゆり第2保育園	中央2-29-17	048(949)6568	119名	0歳児(3か月～):8名、1歳児:10名、2歳児:11名 3歳児:30名、4歳児:30名、5歳児:30名	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:00～19:00	○	4
15	レイモンド戸ヶ崎保育園	戸ヶ崎2399-1	048(949)6610	90名	0歳児(6か月～):9名、1歳児:12名、2歳児:15名 3歳児:18名、4歳児:18名、5歳児:18名	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:30～19:00	○	8
16	レイモンド新三郷保育園	半田299-1	048(951)0728	80名	0歳児(6か月～):9名、1歳児:12名、2歳児:14名 3歳児:15名、4歳児:15名、5歳児:15名	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:30～19:00	○	一般3 身障1
17	わせだっこ中央保育園	谷中33-2	048(951)2235	30名	0歳児(6か月～):6名、1歳児:12名、2歳児:12名 ※卒園後の受入先:認定こども園わせだ (予定)	月～金曜日7:00～19:00 土曜日7:30～18:30	○	2
18	桜花保育園三郷園	新和3-8	048(952)1222	150名	0歳児(3か月～):12名、1歳児:20名、2歳児:24名 3歳児:30名、4歳児:32名、5歳児:32名	月～金曜日7:30～19:30 土曜日7:30～18:30	○	39
19	スクルドエンジェル保育園 三郷中央園	中央2-29-33	048(954)5101	90名	0歳児(3か月～):6名、1歳児:15名、2歳児:15名 3歳児:18名、4歳児:18名、5歳児:18名	月～金曜日7:00～20:00 土曜日7:00～20:00	×	2
20	フレンドキッズランド三郷園	中央5-40-1	048(933)9864	80名	0歳児(6か月～):9名、1歳児:10名、2歳児:12名 3歳児:15名、4歳児:17名、5歳児:17名	月～金曜日7:00～19:00 土曜日7:30～18:30	○	14
21	さんびこナーサリースクール	彦成1-99	048(953)9071	80名	0歳児(6か月～):6名、1歳児:10名、2歳児:10名 3歳児:18名、4歳児:18名、5歳児:18名	月～金曜日7:00～19:00 土曜日7:30～18:30	○	5
22	さんびこ中央 ナーサリースクール	谷中105-1	048(954)5311	80名	0歳児(6か月～):6名、1歳児:12名、2歳児:15名 3歳児:15名、4歳児:16名、5歳児:16名	月～金曜日7:00～19:00 土曜日7:30～18:30	○	7
23	三郷まりーな保育園	三郷3-13-4	048(953)7005	90名	1歳児:16名、2歳児:17名 3歳児:19名、4歳児:19名、5歳児:19名 (※0歳児の受入なし)	月～金曜日7:00～19:00 土曜日7:30～18:30	○	8

※主食費・副食費は3歳児クラス以上にかかる費用です。2歳児クラスまでは保育料に含まれます。

※その他費用については、毎月（又は毎年）かかる費用を掲載しています。その他、保険加入料や帽子代等、入園時にかかる費用がございますので、詳細は施設にお問い合わせください。

公立保育所									
		主食費 (月額)	副食費 (月額)	延長保育	その他費用	保護者会/会費	おむつ 処理	入園金 (円)	制服 (円)
1	上口保育所	500円	4,000円	50円/30分	300円/月 (布団消毒乾燥代)	×	0円 (園処理)	×	×
2	丹後保育所	500円	4,000円	50円/30分	300円/月 (布団消毒乾燥代)	×	0円 (園処理)	×	×
3	高州保育所	500円	4,000円	50円/30分	300円/月 (布団消毒乾燥代)	×	0円 (園処理)	×	×
4	さくら保育所	500円	4,000円	50円/30分	300円/月 (布団消毒乾燥代)	×	0円 (園処理)	×	×
5	彦成保育所	500円	4,000円	50円/30分	300円/月 (布団消毒乾燥代)	×	0円 (園処理)	×	×
6	早稲田保育所	500円	4,000円	50円/30分	300円/月 (布団消毒乾燥代)	×	0円 (園処理)	×	×
私立保育園									
		主食費 (月額)	副食費 (月額)	延長保育	その他費用	保護者会/会費	おむつ 処理	入園金 (円)	制服 (円)
7	つくし保育園	2,000円	5,800円	200円/30分	980円/年 (保育材料費)	父母会1,500円	0円 (園処理)	×	×
8	コピーブリスクール みさとながとろ	1,500円	6,000円	50円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	約20,000円
9	三郷ひだまり保育園	1,200円	4,800円	250円/30分	450円/月 (月刊誌代) その他3カ月毎、6カ月毎の費用あり	150円/月	19円 ×使用回数分 (園処理)	×	×
10	みさとしらゆり保育園	0円	0円	150円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	2歳:体操服 (希望制)
11	みさとこころ保育園	1,000円	5,000円	200円/30分	460円/月(絵本代) 約1,000円(帽子代) 3~5歳児:200円/月(教材費)	×	0円 (園処理)	×	×
12	コピーブリスクール みさととがさき	1,500円	6000円	50円/30分	270円/月 (布団消毒乾燥代)	×	0円 (園処理)	×	約20,000円
13	コピーブリスクール みさとたかの	1,500円	6,000円	50円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	約20,000円
14	みさとしらゆり第2保育園	1,200円	5,000円	150円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	希望制
15	レイモンド戸ヶ崎保育園	1,380円	5,200円	150円/30分	0~1歳児:270円/月 (布団乾燥費)	×	0円 (園処理)	×	×
16	レイモンド新三郷保育園	1,380円	5,200円	150円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	×
17	わせだっこ中央保育園	0円	0円	150円/15分	250円/月 (行事費)	×	250円 (園処理)	×	×
18	桜花保育園三郷園	2,000円	4,500円	250円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	×
19	スクルドエンジェル保育園 三郷中央園	500円	4,000円	100円/30分	3歳児:約1500円(教材費) 840円(帽子代) 5歳児:400円(唄口)	×	0円 (園処理)	×	×
20	フレンドキッズランド三郷園	550円	4,950円	朝55円/1回 夕110円/1回	180円/月(衛生費) 550円/月(教材費) ※年度当初一括集金	×	0円 (園処理)	×	×
21	さんびこナーサリースクール	1,000円	5,000円	標準100円/30分 短200円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	×
22	さんびこ中央 ナーサリースクール	1,000円	5,000円	標準100円/30分 短200円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	×
23	三郷まりーな保育園	2,000円	4,500円	標準朝・夕150円/1回 短朝100円/1回 夕200円/回	500円/月(布団リース代) 交換の場合のみ別途1,000円	×	0円 (園処理)	×	×

認定こども園（幼保連携型認定こども園）							
		所在地	電話番号	利用定員	開設時間	園庭	駐車場 (台)
24	わせだ	幸房1457-1	048(952)2807 (3~5歳) 048(953)3313 (0~2歳)	88名 0歳児(6か月~):3名、1歳児:6名、2歳児:11名 3歳児:20名、4歳児:24名、5歳児:24名	月~金曜日7:30~18:30 土曜日7:30~18:30	○	10
25	栄光けやきの森	高州1-174-1	048(955)0630 (3~5歳) 048(950)8782 (0~2歳)	75名 0歳児(6か月~):6名、1歳児:12名、2歳児:12名 3歳児:15名、4歳児:15名、5歳児:15名	月~金曜日7:00~20:00 土曜日7:00~20:00	○	40
26	みさとさくらの森	彦成4-321	048(950)0505	90名 0歳児(6か月~):6名、1歳児:12名、2歳児:18名 3歳児:18名、4歳児:18名、5歳児:18名	月~金曜日7:00~20:00 土曜日7:30~19:00	○	6
27	埼玉さくら幼稚園	戸ヶ崎2336	048(969)4115	104名 1歳児:12名、2歳児:12名 3歳児:20名、4歳児:30名、5歳児:30名 (※0歳児の受入なし)	月~金曜日7:00~19:00 土曜日7:00~19:00	○	28
28	いなほ幼稚園	早稲田7-13-12	048(957)2028	135名 0歳児(6か月~):3名、1歳児:18名、2歳児:24名 3歳児:30名、4歳児:30名、5歳児:30名	月~金曜日7:30~19:00 土曜日7:30~19:00	○	15
29	美咲こども園	彦成3-94	048(954)7222	140名 0歳児(3か月~):12名、1歳児:22名、2歳児:24名 3歳児:27名、4歳児:27名、5歳児:28名	月~金曜日7:00~19:00 土曜日7:00~18:30	○	25
小規模保育事業（0~2歳児クラスまでの保育施設）							
		所在地	電話番号	利用定員	開設時間	園庭	駐車場 (台)
30	さんびこ保育園	彦成1-100	048(960)0145	19名 1歳児:9名、2歳児:10名 (※0歳児の受入なし) ※卒園後の受入先:さんびこナーサリースクール	月~金曜日7:00~19:00 土曜日7:30~18:30	○	4
31	ニチキッズ新三郷保育園	彦成4-4-17-108	048(950)6911	19名 0歳児(6か月~):6名、1歳児:6名、2歳児:7名 ※卒園後の受入先:さくら保育所	月~金曜日7:00~19:00 土曜日7:30~18:30	×	12 (共有スペース)
32	みさとわせだ スマートスマイル保育園	早稲田2-6-6	048(949)6739	19名 0歳児(6か月~):3名、1歳児:8名、2歳児:8名 ※卒園後の受入先:早稲田保育所	月~金曜日7:00~20:00 土曜日7:00~20:00	×	×
33	三郷中央すずらん保育園	中央1-21-9	048(949)0115	19名 (予定) 0歳児(6か月~):3名、1歳児:8名、2歳児:8名 ※卒園後の受入先:上口保育所	月~金曜日7:00~19:00 土曜日7:30~19:00	×	×
34	MIRATZ三郷中央第一保育園	中央1-5-15-1F	048(954)5735	19名 1歳児:9名、2歳児:10名 ※卒園後の受入先なし	月~金曜日7:00~19:00 土曜日7:00~19:00	×	×
35	MIRATZ三郷中央第二保育園	中央1-5-15-2F	048(954)5743	19名 1歳児:9名、2歳児:10名 ※卒園後の受入先なし	月~金曜日7:00~19:00 土曜日7:00~19:00	×	×
36	しおどめ保育園三郷中央	中央5-30-7	048(953)3355	19名 1歳児:9名、2歳児:10名 ※卒園後の受入先なし	月~金曜日7:30~19:30 土曜日7:30~18:30	○	2
37	しらゆり ナーサリールーム	中央2-29-11	048(949)6568	12名 1歳児:6名、2歳児:6名(※0歳児の受入なし) ※卒園後の受入先:みさとしらゆり第2保育園	月~金曜日7:00~20:00 土曜日7:00~19:00	○	4

みさとしらゆり保育園、MIRATZ 三郷中央第一保育園、MIRATZ 三郷中央第二保育園、しおどめ保育園三郷中央の現2歳児クラスのお子さんについては、連携保育施設の設定はありませんが、市内認可保育施設に在籍する2歳児クラスの全児童が3歳児クラスに在籍できる様、認可保育施設の定員設定をしており、保育を提供する体制を整えております。また、新規申込の方に先行して入所児童の転所選考を行っております。(選考指数に基づく利用調整を行いますので、希望先や兄弟条件によっては3歳児クラスから通園先がない場合がございます。)

認定こども園（幼保連携型認定こども園）									
		主食費 (月額)	副食費 (月額)	延長保育	その他費用	保護者会/会費	おむつ 処理	入園金 (円)	制服 (円)
24	わせだ	80円/日	290円/日	300円/15分	3~5歳児:約50,000円/年 (教材費等)	1,570円/学期 (3~5歳児)	250円/月 (園処理)	70,000円	約50,000円
25	栄光けやきの森	1,325円 (変動有)	6,625円 (変動有)	250円/30分	350円/月(布団消毒) 0~2歳:100円/月(教材費) 3~5歳:約3,000円/月 (教材費・卒業積立・特別教育費等)	350円/月 (3~5歳児)	150円/月 (園処理)	70,000円	約33,000円
26	みさとさくらの森	170円/日	235円/日	250円/30分 短50円/30分有	0~2歳児:363円/月 (布団リース代) 3~5歳児:3,500円/月(予定) (教育充実費)	2,000円/年(予定) (3~5歳児)	300円 (園処理)	70,000円 (減免あり)	約32,000円
27	埼玉さくら幼稚園	1,500円	5,500円	250円/30分	8,000円/月 (教育充実費・行事費)	×	0円 (園処理)	140,000円	約70,000円
28	いなほ幼稚園	2,000円	6,000円	250円/30分	4,000円/月(行事費等) 0~2歳:4,000円/月 (手ぶら登園代)	×	200円 (園処理)	70,000円	約40,000円
29	美咲こども園	1,100円	5,500円	200円/30分	660円/月 (絵本代)	300円/月	0円 (園処理)	×	約16,500円
小規模保育事業（0~2歳児クラスまでの保育施設）									
		主食費 (月額)	副食費 (月額)	延長保育	その他費用	保護者会/会費	おむつ 処理	入園金 (円)	制服 (円)
30	さんびこ保育園	0円	0円	標準100円/30分 短200円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	×
31	ニチキッズ新三郷保育園	0円	0円	30分/250円 (月極あり)	×	×	0円 (園処理)	×	×
32	みさとわせだ スマートスマイル保育園	0円	0円	50円/30分	写真代 (希望者のみ)	×	0円 (園処理)	×	×
33	三郷中央ずらん保育園	0円	0円	200円/30分	×	×	200円 (園処理)	×	×
34	MIRATZ三郷中央第一保育園	0円	0円	500円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	×
35	MIRATZ三郷中央第二保育園	0円	0円	500円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	×
36	しおどめ保育園三郷中央	0円	0円	200円/30分	2,800円/月 (手ぶら登園代)	×	200円 (園処理)	×	×
37	しらゆり ナーサリールーム	0円	0円	150円/30分	×	×	0円 (園処理)	×	体操服 (希望制)

認定こども園の入園金及び制服については、3歳児クラス以上で入園される方や3歳児クラスに進級する際に必要になります。

15. その他の施設

下記施設はこのたびきに記載している方法では申込みすることができません。申込受付方法やご相談は各施設へ連絡してください。

《幼稚園》

	施設名称	所在地	電話番号	認可定員
幼稚園	みさと幼稚園	鷹野 1-183	048-955-1741	240
	ちくみ幼稚園	彦沢 1-19	048-952-4512	320
	ゆたか幼稚園	戸ヶ崎 2-576	048-955-2550	210
	みやおか幼稚園	彦成 3-236	048-957-7362	320
	新和幼稚園	新和 2-186	048-953-2271	210
	彦成幼稚園	谷口 255-1	048-952-7008	245
	埼玉おもちゃ美術館幼稚園	彦糸 3-1-1	048-957-9532	280
	天使幼稚園	彦成 4-60-1	048-957-2350	320

《認定こども園（1号（幼稚園）部分）》

	施設名称	所在地	電話番号	利用定員 (1号認定)
認定こども園	わせだ	幸房 1457-1	048-952-2807	90
	栄光けやきの森	高州 1-174-1	048-955-0630	200
	みさとさくらの森	彦成 4-321	048-958-3887	90
	埼玉さくら幼稚園	戸ヶ崎 2336	048-969-4115	90
	いなほ幼稚園	早稲田 7-13-12	048-957-2028	141
	美咲こども園	彦成 3-94	048-954-7222	10

《認可外保育施設》（令和8年1月1日現在）

	施設名称・対象年齢	所在地・電話番号	開設時間
認可外保育施設	池田幼児教室 1歳6か月児から	新和 1-137 090-2487-9186	月～金：7:30～19:00 土曜日：8:00～18:00
	アデリー保育室 0歳児から12歳まで	早稲田 2-6-9 048-951-7375	月～金：7:30～18:30 土曜日・時間外：要相談
	株式会社純誠会 ひまわり保育園 8か月児から2歳児まで	早稲田 2-16-12 048-950-2770	月～金：7:00～18:00 土曜日：7:00～18:00
	ふえありい保育園 三郷中央園 6か月児から2歳児まで	中央 5-2-2 048-940-5930	月～金：7:30～19:00 土曜日：7:30～19:00
	あいえず保育園 0歳児から2歳児まで	采女 1-205-3 048-957-0418	月～土：8:00～19:00
	ママスクエア DPL みさと保育園 満1歳児から就学前まで	インター南 3-2-1 090-1134-6388	月～土：8:00～19:00

- 認可外保育施設は、市外の保育施設を利用することが可能です。
市外認可外保育施設については保育施設の所在地の市区町村のホームページをご確認ください。

16. よくある質問

番号	よくある質問	回答
1	教育・保育給付認定とはなんですか？	保育施設を利用するにあたり必要な認定です。認定証には、認定者番号や支給認定区分、支給認定期間等が記載されており、支給認定期間として定められた期間内において保育施設を利用することができます。
2	申込みをすれば必ず入所できますか？ 入所は先着順ですか？	申込み人数が保育施設の空き枠を超える場合、市が利用調整を行い、利用者を決定するため、入所できない場合があります。認定基準表（13ページ）に基づき選考を行うため、 先着順ではありません 。また、嘆願書等の提出をいただいても利用調整に影響はございません。
3	何点で入所（園）できますか？倍率は？	昨年度の4月に入所（園）した方の最低指数はホームページに公開しています。なお、施設に関わらず入所（園）に関する倍率は出していない。
4	書類が受付期間に準備できていなくても、提出することは可能ですか？	提出書類がすべて揃ってからの提出となります。就労証明書や課税証明書など取得に時間がかかるものは早めの取得手続きをお願いします。保育の必要性が確認できる書類の提出がない場合、利用調整の対象外となります。
5	保育を必要とする事由（外勤と内職等）が複数ある場合どのように指数が決まりますか？	事由が複数ある場合でも、最も高い指数の事由を一つ採用するため、事由による指数に複数か所の指数がつくことはありません。
6	保育施設の見学は必要ですか？	利用申込みの前に保育施設の見学をすることをおすすめします。保育施設ごとに保育方針や保育理念、特徴がありますのでご自身で直接希望される保育施設を確認されると良いと思います。見学の申し込みは直接、保育施設にご連絡ください（見学をしないと入所できないということではございません）。
7	育児休業期間の延長も可能ですが、入所の申込みはできますか？ 【参考】 「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」（平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）	お申込みは可能ですが、保育施設に入所ができない場合に育児休業の延長が許容できる方については、「育児休業延長の許容に関する申出書」を提出いただくことで国の通知に基づき減点をし、一律0点として選考を行います。 <u>0点の場合でも希望している保育施設に空きがあり、お預かりが可能な場合には入所が決定します。必要な書類が揃っていない方、問診（再問診）を受けていない方、お預かり対象ではない年齢の保育施設のみを希望している方につきましては選考対象外とし、申込みを取下げ、「施設等利用調整結果保留通知書」も発行いたしませんので、あわせてご留意ください。</u>
8	離婚を予定していますが父母の保育の必要性を表す書類が必要ですか？	申請時点で離婚を予定しており、父母のどちらかが実態として児童と同居していない場合でも、父母それぞれの保育を必要とする事由が確認できる書類の提出が原則必要です。ただし、離婚調停中で家庭裁判所からの通知書等の写しを提出いただければ、その限りではありません。なお、既に離婚が成立している場合は不要です。 また、保育料については、ひとり親世帯として算定するにあたって別の基準を設けています。詳細は10ページを参照ください。

申込みについて

申込み後の流れについて	9	現在は就労していないが、内定はもらっている場合は、申し込みますか？	採用予定の内容で就労証明書を内定先に作成していただくことで利用申込みをすることができます。保育施設の利用が決定した場合、就労開始後2ヶ月分の給与明細等で就労証明書に記載の内容と相違ないか確認させていただきます。
	10	現在、求職活動中ですが申し込みますか？	求職活動申立書を作成していただくことで利用申込みすることができます。保育施設の利用が決定した場合、3か月以内に実働月64時間以上の就労を開始していただく必要があります。就労が開始できない場合には退所となります。なお、就労開始後2ヶ月分の給与明細等で就労証明書に記載の内容と相違ないか確認させていただきます。 例) 4月1日入所の場合 ・7月1日までに就労開始 ・9月30日までに就労時間(実績)の確認
	11	正社員とパートでは、入所選考において優劣はありますか？	正社員とパートとで入所選考による優劣はありません。どちらも「就労」としての認定となり、就労時間、日数による指数によって選考をしています。
	12	現在2か所で勤務しています。どちらの就労証明書が必要ですか？	2か所の勤務先の就労証明書を提出してください。2か所分の勤務時間を合計した就労時間を1か月の時間として指数化します。
	13	いつの状況で選考を行いますか？ 基準日はいつになりますか？	4月入所の選考は以下の基準日を設けます。 1次選考： <u>令和7年10月16日(木)</u> (令和7年9月2日以降生まれのお子さんは1/6(火)) 2次選考： <u>令和7年12月12日(金)</u> 5月以降の基準日は選考月の前月5日(5日が土・日曜日、祝日の場合は前開庁日)です。
	14	書類の不備について、「申請確認表(4月申込みの場合)」が届きましたが、いつまでに対応が必要ですか？	申請確認表でお知らせした不備・不足書類の提出期限は、 <u>よくある質問13の基準日と同日です</u> 。期限までに不備・不足書類の提出がない場合、選考対象外となる場合や指数の変更となる場合があります。書類受付期間後半に申請した場合に、不備・不足書類の提出が期日までに間に合わない可能性がございます。余裕をもって書類を準備し、申請することを強くお勧めします。また、基準日以後に提出された場合、2次選考以降で反映いたします。
	15	申込みを行い保留となった場合は、再度申し込みをする必要がありますか？	保留となった場合、申込みは <u>年度内有効</u> ですので年度内に再度申込みする必要はありません。その後も毎月入所選考を行い、入所決定した場合、通知を郵送します。10月までに利用決定が出ず、翌年度も引き続き保育の利用を希望する場合は、改めて翌年度の申込みをしてください。また、ご家庭や就労の状況が変わった場合はそのことがわかる書類のみご提出ください。
	16	入所選考の結果、入所できず保留となった場合、何か手続きはありますか？	特に必要な手続きはありません。年度内については、毎月入所選考を実施します。年度の途中で申請内容に変更があった場合には、変更の事由となる書類の提出が必要となります。

保育所(園)について	17	保育所と保育園の違いは？ 公立と私立ではどのような違いがありますか？	本市では公立の施設は「保育所」、私立の施設は「保育園」と名称を分けております。公立保育所は市が設置・運営しており、私立保育園は、社会福祉法人等が設置し、運営しています。
	18	認定こども園とはどのような施設ですか？	認定こども園は幼稚園と保育園が併設している施設です。日中（おおむね午前10時～午後2時）は教育、それ以外の時間は保育を行います。 3歳児以上のクラスに入所するとき、入園受入準備金や制服代等が必要となりますので、利用希望の際は事前に各園にご確認ください。
	19	保育施設（公立保育所・私立保育園・認定こども園・小規模保育事業）によって保育料に違いはありますか？	施設による保育料の違いはありません。 保育料は、保護者（父母または、そのお子さんを扶養している祖父母や同居の親族など）の市区町村民税の所得割額の金額の合計によって決定しています。
	20	保育施設を欠席した場合、保育料は日割り計算されますか？	日割り計算されません。 保育料は、欠席の日数やその理由を問わず、日割り計算は行いません。
	21	幼児教育・保育の無償化により保育料など保育園にかかる費用は無料になったのでしょうか？	すべてが無料ではありません。幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児クラスのお子さんについては保育料が無償化の対象となります。なお、0～2歳児クラスについては、世帯の状況によっては対象となる場合があります。 ※実費徴収（主食費・副食費・文房具代・延長保育料など）については、無料ではなくまた各施設により金額が異なります。
保育所入所決定後について	22	現在、別の施設（認可外保育施設・幼稚園等）に通っていますが入所が決定しました。入所時期をずらすことはできますか？	入所時期を先延ばしにすることはできません。二重在籍した場合の保育料など、その他費用についてはすべて自己負担になります（「幼児教育・保育の無償化」の制度を利用することはできません）。また、入所が決定した認可保育施設に1か月間1日も登所がない場合、退所となります。
	23	入所決定を辞退したいのですが、どのような手続きが必要ですか？	すこやか課及び、入所決定していた保育施設へ入所辞退する旨連絡してください。書類の提出をもって手続きが完了しますので、速やかに「保育所等入所（転所）申込み取下届（入所決定辞退届）」をすこやか課へ提出してください。また、以下の点にご留意ください。 ・「施設等利用調整結果保留通知書」は発行できません。 ・同一年度中に再度申込み場合、次回以降の選考で指数の減点となります。
	24	慣れ保育は必ず行われるのでしょうか？	1週間程度の慣れ保育があります。お子さんにとって新たな環境で集団生活を行うことは大変なことです。お子さんが集団生活に慣れるため、新規・転所に関わらず実施しています。
	25	転所（園）についてどのように申込みをすればよいですか？	転所（園）を希望する方は「施設等利用変更調整申込書」の提出が必要です。転所希望月の前月5日（5日が土・日曜日、祝日の場合は前開庁日）が提出期限となっております（申請は年度内有効です。転所の意思が無くなった場合は「保育所等入所（転所）申込み取下届（入所決定辞退届）」を提出してください。）。※郵送での受付はできません。

26	他の保育施設に転所が決まった場合、転所の辞退はできますか？	転所の辞退はできません。元の保育所（園）には戻れないため、辞退する場合、退所となります。
27	入所後に転職を考えています。そのまま保育所の利用は継続できますか？	入所後すぐに勤務時間の減少や事由の変更等により、入所選考時より事由による指数が低くなる場合には、退所となります。転職を考えている場合は十分ご検討ください。
28	派遣（育児休業中）社員のため、復職する際に申込み時より、勤務時間が短くなってしまう場合でも利用できますか？	育児休業取得中で申込み、入所した場合同じくは、原則、「 <u>就労証明書の発行を受けた職場</u> 」に申込み時に提出した <u>就労証明書に記載の雇用契約時間(時短勤務制度の利用は可)</u> で復職していただくことが保育利用を継続する条件となっております。雇用形態が派遣のため、復職後の派遣先が異なる場合にあつては、勤務日数及び勤務時間が <u>申込み時と同等の条件になるよう調整してください。申込み時より低い指数となる場合には退所となります</u> ので、復職後の勤務先について十分ご注意ください。
29	長期間、保育施設を欠席した場合はどうなりますか？	<u>ひと月以上（月初から月末まで）欠席した場合は退所となります。</u> 入所しているお子さんに <u>特別な事由（治療のための入院等）がある場合に限り、事前に利用停止のお手続きをしていただければ退所とはなりません</u> ので、すこやか課にご相談ください。 自己都合による欠席（例：長期に渡る帰省等）は利用停止の要件にはなりませんので事前の届出があつた場合でも退所となります。
30	こどもの看護（感冒等）により64時間以上の就労ができないのですが大丈夫でしょうか？	保育が必要な事由が「就労」で認定が出ている場合、月の実働が64時間以上である事が保育園を継続利用できる要件となりますので、月の実働が64時間を下回る場合には就労を要件とした保育が必要な事由に該当しなくなるため退所となります。
31	本来休日に当たる日（日曜を除く）に突発的に仕事が入った場合、その日は保育を受けることはできますか？	保育の提供は、原則として保育が必要な場合に限られるため、就労認定の場合には、保護者が就労していない日には基本的には保育を受けられないこととなります。ただし、通常の休業日に仕事が入り、保育を必要とする状態になった場合は、保育を受けることができます。その場合には、速やかに在籍する保育施設へご報告・ご相談ください。

就労証明書チェックリスト（入所申込者用）

雇用先から就労証明書を受け取ったら、以下をチェックしましょう！



確認項目	チェック
「証明日」に記載されている日にちは、申込み日より2か月以内ですか？	<input type="checkbox"/>
「3. 雇用（予定）期間等」について、「無期」「有期」どちらかに✓が入っていて、雇用開始（終了）期間が記入されていますか？	<input type="checkbox"/>
「5. 雇用の形態」について以下に✓がついている方は別途で証明書が必要です。就労証明書とあわせてご提出ください。	<input type="checkbox"/>
【役員の方】 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、確定申告書の写し いずれか	
【自営業主の方】 営業許可証、開業届、契約・受注書類の写しなど、事業を営んでいること確認できる書類 いずれか	
【自営業専従者、家族従業員の方】 確定申告書の写し、給与明細書 いずれか	
【内職、業務委託の方】 契約・受注書類の写しなど	
「6. 就労時間」について、固定か変則かどちらか記入されていますか？	<input type="checkbox"/>
変則就労の場合、「7. 就労実績」と同月のシフト表を添付してください。	<input type="checkbox"/>
原則「6. 就労時間」に基づいて点数をつけますが、「7. 就労実績」と点数が変わるほどの大きな乖離がある（実績が少ない）場合、実績に基づいた低い指数をつけます。 ・ 直近3カ月が休業等で著しく少ない方は、「6. 就労時間」に記載のある契約時間就労していた時の実績をご記入ください。 ・ ひと月以上就労しているにも関わらず「7. 就労実績」が未記入の場合は上記外の2点となります。 ・ 時間数に有給休暇分を含んでいない場合は指数が低くなる場合があります。	<input type="checkbox"/>
「7. 就労実績」が直近の3カ月間ではない場合、8～10の休業の取得についていずれかの記載が必要です。	<input type="checkbox"/>
「10. 産休・育休以外の休業の取得」の「その他」にチェックがある場合、その証明となる書類が必要です。証明となる書類の提出がない場合や欠勤となった理由によっては上記外の2点となることがあります。 例）産前休暇前に体調を崩し欠勤していたので母性健康管理指導事項連絡カードの写しを添付する	<input type="checkbox"/>
上のお子さんで既に短時間勤務制度を利用していた方は「12. 育児のための短時間勤務制度利用有無」が記入されているか確認してください。こちらに記載されたお時間と「7. 就労実績」に相違がなければ「6. 就労時間」で指数付けします。記載がない場合は考慮できませんので、そのまま「7. 就労実績」で指数付けをします。	<input type="checkbox"/>
最下部「19. 保護者記入欄」は記入してありますか？	<input type="checkbox"/>



てびき16ページを参照し、指数を計算してみましょう！

就労証明書チェックリスト（記載ご担当者様用）

【記載方法】

- こども家庭庁の標準的な様式「就労証明書（簡易版）」をご利用ください。
- 押印は不要です。手書きの際は消えないボールペン等でご記入ください。
- 訂正の際は二重線・訂正印を押してください。

確認項目	チェック
宛名は「三郷市長 宛て」としてください。	<input type="checkbox"/>
「6. 就労時間」は雇用契約の時間です（育児のための短時間勤務制度を利用している場合は別途記入する欄があります）。変則就労の場合は、「7. 就労実績」に記載の就労実績と同月のシフト表を添付ください。	<input type="checkbox"/>
「7. 就労実績」について、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間数に有給休暇分を含んでください。（例：一日の就労時間が8時間（休憩時間1時間を含む）場合、8時間分を足してください。） ・ 直近3カ月が休業等で著しく少ない方は、「6. 就労時間」に記載のある契約時間就労していた時の実績をご記入ください。 ・ 働きはじめの場合は未記入でも結構です。 	<input type="checkbox"/>
「7. 就労実績」が直近の3カ月間ではない場合、8～10の休業の取得についていずれかの記載が必要です。	<input type="checkbox"/>
産前・産後休業、育児休業、介護休業、病休以外の休業があった場合には「10. 産休・育休以外の休業の取得」の「その他」にチェックし、詳細をご記入ください（欄が小さく書ききれない場合には備考欄をご利用ください）。	<input type="checkbox"/>
「7. 就労実績」に記載される時間が、育児のための短時間勤務制度を利用しているお時間の場合は、「12. 育児のための短時間勤務制度利用有無」についてもご記入ください。	<input type="checkbox"/>
「11. 復職（予定）年月日は、記入日時点での予定の日（「9. 育児休業の取得」で記入した期間の翌日）をご記入ください。	<input type="checkbox"/>
「12. 育児のための短時間勤務制度利用有無」について 産前産後休暇または育児休業の前に短時間勤務制度を利用していた場合もご記入ください（例：上のお子さんで既に短時間勤務をしていた場合等）。 保育必要性の事由に係る指数（入所選考の点数）に関わりますので、こちらに記入ができない場合は「18. 備考欄」に必ずご記入ください。	<input type="checkbox"/>
「17. 単身赴任期間（予定を含む）」について、該当する場合には必ずご記入ください。	<input type="checkbox"/>



市 HP に就労証明書のデータ
があります

